

令和3年 第2回鞍手町議会定例会会期日程

1 会 期 3月3日(水)から18日(水)まで16日間

2 日 程 下表のとおり

月 日	曜 日	会 議 名	開議時刻	摘 要
3月3日	水	本 会 議	13時	開会・議案上程・ 提案説明
4日	木			考查日
5日	金			考查日
6日	土			休会
7日	日			休会
8日	月	本 会 議	13時	一 般 質 問
9日	火	本 会 議	13時	一 般 質 問
10日	水	本 会 議	13時	議 案 質 疑
11日	木	民生産業委員会	9時	付託事件審査
12日	金	民生産業委員会	9時	付託事件審査
		総務文教委員会		
13日	土			休会
14日	日			休会
15日	月	総務文教委員会	9時	付託事件審査
16日	火	予算特別委員会	9時	付託事件審査
17日	水	予 備 日		
18日	木	本 会 議	13時	審査報告・閉会

令和3年度鞍手町議会第2回定例会会議録（第1号）						
令和3年3月3日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議				議 長	
	令和2年3月3日 午後1時00分				星 正 彦	
	閉 会 開 議				議 長	
	令和2年3月3日 午後2時16分				星 正 彦	
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	添 田 政 勝	出 欠	1 1	西 藤 典 子	出 欠
	2	野 口 美 恵 子	出 欠	1 2	的 野 信 之	出 欠
	3	田 中 二 三 輝	出 欠	1 3	須 山 由 紀 生	出 欠
	4	宇 田 川 亮	出 欠			
	5	新 谷 留 晴	出 欠			
	6	篠 原 哲 哉	出 欠			
	7	星 正 彦	出 欠			
	8	有 働 徳 仁	出 欠			
	9	栗 田 美 和	出 欠			
10	許 斐 英 幸	出 欠				
出席 13人 欠席 0人 欠員 0人						
会議録署名員	10	許 斐 英 幸		11	西 藤 典 子	

職 務	議会議務局長	武 谷 朋 視	出 欠	議会議務局次長	長 浦 良	出 欠
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名	町 長	岡 崎 邦 博	出 欠	会計課長	友 澤 和 子	出 欠
	教育長	外 園 哲 也	出 欠	建設課長	松 永 憲 昌	出 欠
	総務課長	三 戸 公 則	出 欠	政策推進課長	高 橋 奈 美 江	出 欠
	福祉人権課長	芝 野 英 和	出 欠	地域振興課長	立 石 一 夫	出 欠
	税務住民課長	藤 原 光 徳	出 欠	上下水道課長	原 敏 勝	出 欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事務局長	筒 井 英 和	出 欠	教育課長	古 後 憲 浩	出 欠
	保険健康課長	梶 栗 恭 輔	出 欠			
議 事 日 程	別 紙 の と お り					
付 議 事 件	別 紙 の と お り					
会 議 経 過	別 紙 の と お り					

令和3年第2回鞍手町議会定例会議事日程

3月3日 午後1時開議

第1号

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 町長の施政方針表明
- 日程第4 人権擁護委員候補者の推薦に関する協議
- 日程第5 議案第2号 鞍手町固定資産評価審査委員の選任
- 日程第6 議案第3号 鞍手町固定資産評価審査委員の選任
- 日程第7 議案第4号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第5号 鞍手町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第6号 鞍手町特別職職員退職手当支給条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第7号 鞍手町一般職職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第8号 鞍手町財政調整基金条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第9号 鞍手町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第10号 鞍手町道路構造の基準に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第11号 鞍手町体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第12号 鞍手町日雇労働被保険者の失業保険金の立替金基金条例を廃止する条例
- 日程第16 議案第13号 鞍手町九州縦貫自動車道横断構造物内照明の維持管理費引当基金条例を廃止する条例
- 日程第17 議案第14号 鞍手町ふるさとづくり事業引当基金条例を廃止する条例
- 日程第18 議案第15号 鞍手町地域福祉基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例
- 日程第19 議案第16号 鞍手町土地開発基金条例を廃止する条例
- 日程第20 議案第17号 鞍手町中山間ふるさと・水と土保全基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例
- 日程第21 議案第18号 令和2年度鞍手町一般会計補正予算（第9号）
- 日程第22 議案第19号 令和2年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第23 議案第20号 令和2年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第24 議案第21号 令和2年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第25 議案第22号 令和2年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計補正予算（第1号）
- 日程第26 議案第23号 令和3年度鞍手町一般会計予算
- 日程第27 議案第24号 令和3年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第28 議案第25号 令和3年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第29 議案第26号 令和3年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算
- 日程第30 議案第27号 令和3年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算
- 日程第31 議案第28号 令和3年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計予算
- 日程第32 議案第29号 令和3年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計予算
- 日程第33 議案第30号 令和3年度鞍手町水道事業会計予算
- 日程第34 議案第31号 令和3年度鞍手町下水道事業会計予算
- 日程第35 議案第32号 地方独立行政法人くらて病院 第3期中期計画

令和3年3月3日（第1日）

開議13時00分

○議長 星 正彦君

只今から、令和3年第2回鞍手町議会定例会を開会します。

まず、町長より提出されております専決処分の報告、古月保育所大規模改修工事請負契約の変更。専決処分の報告、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業鞍手町立小中学校情報通信ネットワークシステム構築業務の請負契約の変更。専決処分の報告、鞍手町流域関連公共下水道事業西川処理分区管渠築造工事第31工区、第32工区請負契約の変更及び監査より提出されております例月現金出納検査報告書、並びに定期監査結果報告書をお手元に配付していますので、ご確認ください。

次に、本日まで受理しました陳情1件は、お手元に配付しています。陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しますので、報告しておきます。

これより日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において10番議員 許斐英幸議員及び11番議員 西藤典子議員を指名します。

次に、日程第2 会期の決定を議題とします。

今期定例会の会期は、本日から3月18日までの16日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって会期は本日から3月18日までの16日間に決定しました。

次に、日程第3 町長の施政方針表明の説明を求めます。

町長。

○町長 岡崎 邦博君

令和3年第2回鞍手町議会定例会の開催にあたり、今回提案いたします諸議案の提案理由の説明に先立ちまして、町政運営に関する私の基本的な考えと、主要施策の概要について、令和2年度の取組を振り返りながら、令和3年度の施政方針を申し上げ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。まず初めに、新型コロナウイルス感染症が発生し、感染拡大する中、国民の命と健康を守るため、昼夜を問わずご尽力いただいております医療従事者の皆様や、介護福祉関係の皆様方に対しまして、改めて敬意を表しますとともに、感謝申し上げます。新型コロナウイルスは、昨年1月にWHO世界保健機構が新種のウイルスとしての特定を行いました。その後、世界的規模で急速に拡大し、日本国内においても、同月、新型コロナウイルス感染症が確認されました。国は、感染拡大防止策として、大規模なイベントの延期や中止、全国一斉の小中学校及び高等学校等の臨時休業などを要請し、3月には東京オリンピックパラリンピック競技大会の開

催を1年後に延期することを決定しました。さらに、昨年4月7日と本年1月7日に緊急事態宣言を発令し、感染拡大防止策として、不要不急の外出自粛や、飲食店等への休業などを要請しました。本町におきましても、小中学校の卒業式や入学式において、参列者の制限や規模の縮小、あるいは式典自体の見送りなど、児童生徒はもちろんのこと、ご家族の皆様にとりましても大切な思い出となる行事を行うことができませんでした。昨年の3月議会において、施政方針を述べさせていただき、令和2年度当初予算をご承認していただきましたが、コロナ禍で多くの事業や行事が中止または延期せざるを得ない事態となり、町民の皆様におかれましては、ご不便とご心配をおかけした1年ではなかったかと思えます。緊急事態宣言を受けて、感染拡大防止対策を講じていく中で、町内企業様や各種団体様より不足するマスクやフェイスシールド及び消毒液など、感染予防のための物品をご寄附いただき、ご支援いただきましたことに対しまして、改めて感謝申し上げますとともに、町民相互で助け合う温かい心を感じることができた1年でもありました。さらに、議員の皆様におかれましても、感染拡大への対策には最急な対応が求められる状況であったことから、補正予算等の決定におきましては、専決処分をはじめ、臨時会の開催などに対しまして、ご理解とご協力を賜りましたことに改めて感謝申し上げます。新型コロナウイルス感染症の終息に向けてあらゆる取組が行われる中で、日本においてもようやくワクチン接種がスタートすることとなりました。本町におきましても、現時点での国からの情報では、今月下旬より、医療従事者等へのワクチン接種が開始できる予定であります。町民の皆様方につきましても、65歳以上の方々から、4月中旬よりくらはて病院を含む6か所の医療機関でワクチン接種が行えるよう、接種券の配送準備を進めております。さらに、国においては、本年1月28日に、令和2年度第三次補正予算が成立し、新たな感染予防対策等の財源が措置されました。本町におきましても、この財源等を活用し、さらなる感染拡大防止対策等の準備を進めており、新年度早々に臨時会を開催していただき、引き続き感染予防対策等に取り組んでまいりたいと考えております。今後も国及び県の動向を注視しながら、感染拡大防止、そして新型コロナウイルス感染症の終息に向けて努めてまいります。

それでは、次に、令和3年度の施政方針を述べさせていただきます。

初めに、ゼロカーボンシティ宣言についてです。近年、世界各地で猛暑や豪雨被害など、地球温暖化が要因と見られる大規模災害が多発しており、今後も干ばつや海面上昇、農業生産や水資源への影響など、もはや気候危機というべき深刻な状況にあります。我が国においても例外ではなく、これまで経験したことのない豪雨や台風等により甚大な被害が発生しています。こうした状況を踏まえ、2015年に合意されたパリ協定では、産業革命以前と比較して、世界の平均気温上昇幅を2度よりリスクの低い1.5度に抑えるよう努力するとの目標が国際的に広く共有されました。その後、2018年に公表されたIPCC国連の気候変動に関する政府間パネルの特別報告では、気温上昇幅を2度よりリスクの低い1.5度に抑えるためには、2050年までにCO₂、二酸化炭素の実質排出量

をゼロにすることが必要とされています。鞍手町では、将来に亘って町民が豊かな自然の中で、生きる喜びを感じ、健康で安心して暮らすことができる環境を、次世代に引き継ぐため、町民や事業者の皆様と共同で地球温暖化対策を積極的に推進し、2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロにするゼロカーボンシティの実現に向けて、継続して取り組むことを本日この場をお借りして宣言させていただくことといたしました。宣言書の写しについては、末尾に添付させていただいておりますが、令和3年度以降は、この宣言を踏まえ、二酸化炭素排出実質ゼロを目指し推進してまいりたいと考えています。

次に、副町長の選任についてでございます。

町長就任以後、副町長の選任につきましては、2度に亘り一般質問をいただけてきました。その際、答弁いたしましたように、就任をお願いした方の諸般の事情により、お受けしていただくことはできませんでした。その後も人選を行っておりましたが、福岡県内の自治体において、副町村長を県職員より派遣をお願いしている組長様よりその効果などを伺う機会がありました。本町において、福岡県職員より、副町長を派遣していただくことは、今まで経験のないことであり、本町にとって、叶うかどうか熟慮に熟慮を重ねた結果、副町長を派遣していただくことが、本町にとって必要であり有益であると考え、このたび福岡県知事及び福岡県議会のご理解とご協力を賜り、福岡県職員を派遣していただくこととなりました。なお、福岡県職員全体の人事異動との関係もあり、副町長選任議案につきましては、本定例会の最終日に追加提案させていただきたいと考えておりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

次に小学校の統合に向けた在り方検討委員会の設置についてです。

ご承知のとおり、町立中学校については、平成27年度に南北中学校を統合し、鞍手中学校を開校しましたが、中学校の統合を協議する際、町内の6小学校については、中学校統合後に議論することとされておりました。また、その後近隣市町において、小学校等の統合や小中一貫校の再編が進む中で、メリットデメリットを見極めながら、検討していくとされておりました。中学校統合から6年が経過しようとしており、町内6小学校についても、統合の在り方について議論を交わす時期に来ているのではないかと判断しました。この判断につきましては、教育委員の皆様のご考えと一致したところでございます。鞍手町の未来を担う子供たちにとりまして、充実した教育環境を整備してまいりたいと考えております。

次に、私が掲げております鞍手町の未来を拓く八つの約束を踏まえながら、令和3年度に向けた取組みについて述べさせていただきます。

まず一つ目に、喫緊の課題を解決するとして、地方独立行政法人くらて病院と、役場庁舎等の移転新築についてです。くらて病院については、昨年3月から病院本体の建設工事が始まりました。新型コロナウイルス感染症の発生等により、厳しい経営状況になっておりますが、本年8月の工事完了移転期間を経て、10月の開院を目指し建設工事も最終段階を迎えております。先ほども申し上げましたが、コロナ禍で医療従事者は大変厳しい環境

に置かれているにも関わらず町民と周辺住民の生命と健康を守り続けるため、日夜活躍されており、敬服いたします。昨年12月の定例会に、くらて病院の第3期中期目標を提案し、議員皆様のご承認を得て策定いたしました。本定例会には、その中期目標を達成するための第3期中期計画案をくらて病院より提出を受け、議員の皆様にお諮りすることとしております。くらて病院は、町民はもちろんのこと、周辺地域住民の中核病院として重要な役割を果たしていくことが期待されています。今後も設立団体の長として、1日も早い新病院の完成を望むところです。また本年3月31日に任期を迎えるくらて病院の理事長職につきましては、これまでくらて病院の再建にご尽力いただきました河野公敏氏に引き続き、病院の運営と健全経営を担っていただきたいと考え、再任をお願いし承諾いただいていることをこの場でご報告させていただきます。

次に、役場庁舎等建設事業についてです。

役場庁舎等の移転建替につきましても、移転場所や役場機能等について、議員の皆様からご意見をいただき、基本計画の改定を行いながら取り組んでまいりました。そして、令和2年9月より設計業務に着手し、基本設計が今月25日までに完成する予定であり、引き続き実施設計に着手することとなります。この実施設計業務と並行して行われる建設地の既存施設の解体と造成に着手するための関連予算を新年度予算に計上しております。また策定した基本設計を基に、新年度早々にも住民説明会を開催し、庁舎等建設事業の取組みについて説明責任を果たしてまいります。

次に2つ目は、公平公正で町民に開かれた町政の推進です。

予算の仕組みや執行状況については、十分な説明が必要であると考え、平成31年度（令和元年度）令和2年度と一般的な家庭をモデルにして、子供たちにもわかりやすく親しめるようにした冊子、「なるほど納得町の予算」を作成し、町民の方々に配布いたしました。令和3年度もこの冊子を作成し、町民に開かれた町政の推進を図ってまいります。またこれまで公平公正で町民に開かれた町政を掲げ、様々な情報の提供を積極的に行ってまいりました。しかし、新型コロナウイルス感染症の発生により、感染拡大防止策の取組みや、不幸にも感染された方々に関する情報発信については、正しい情報をできるだけ早くお伝えすることが重要であります。何よりもその発信する情報は、人権に配慮されたものでなければならないということを痛感いたしました。私は町民皆様が主役となり、町民皆様に対して、行政としての説明責任を果たしていくべきだということを申し上げてまいりましたが、様々な情報において、人権を尊重した上で、公平公正で町民に開かれた町政の推進を引き続き行ってまいります。

3つ目は、教育、伝統文化、芸術を通して心豊かな暮らしの実現です。新型コロナウイルス感染症の発生により、本年度当初から児童生徒の皆さんには不自由な環境での学習をお願いしております。所信表明で、少子化が進み、人口減少が見込まれる中で、次の鞍手町を担う子供たちに、様々な分野で充実した教育環境を提供することが私たちの役目だと申し上げました。令和元年度、全ての小学校普通教室を中心に空調設備を整備し、中

学校においては部活動の外部指導員の導入に向け体制の整備を図ってまいりました。現在、国のGIGAスクール構想に基づき、小中学校の児童生徒に、1人1台のパソコン端末の導入と高速大容量の通信ネットワークの一体的な整備を図り、AIやICT化に対応できる教育を推進しております。また、今後新型コロナウイルス感染症拡大防止のためのリモート事業の実現に向けて、本町の子供たちに安全で充実した教育環境を提供するため、引き続き整備に努めてまいります。また、生涯学習や芸術文化の推進については、拠点となる中央公民館の大規模改修を行っております。令和元年度には、これまでのレンガ色のタイルが多数剥がれ落ちた外観から新築のような装いとなり、落ちついた趣のある外観となっております。さらに、令和2年度には、トイレの下水道接続を含む大規模改修を行い、快適な学習環境となるよう整備を行っております。令和3年度以降も生涯学習などの拠点としてさらなる機能の充実を図るよう、庁舎等建設事業とあわせて、引き続き中央公民館内部の改修や周辺の整備に取り組むこととしております。

4つ目は、安全安心な暮らしを育むまちづくりです。令和2年度から安全安心な暮らしを育むまちづくりを推進するため、安全安心なまちづくりに特化した部署として、総務課に新たに安全安心係を設置いたしました。近年の異常気象による台風や豪雨、あるいは頻繁に起こる地震などの自然災害は時と場所を選ばず、私たちの生活を脅かしています。時に、昨年の台風10号は、過去に例のない最大級の台風に発達し、日本列島に向けて北上しました。幸いにも進路がそれ本町に大きな災害は発生しませんでした。コロナ禍での初めての避難所設営となり、新型コロナウイルス感染症拡大防止には細心の注意を払ってまいりました。各避難所設営には感染症拡大防止のための地方創生臨時交付金を活用し、3密を避けるための備品や消耗品を準備することができ、避難者の方々からは感謝の言葉をいただきました。また本年度は、防災行政用無線機を新たに4基増設し、住民の方々に防災情報や避難情報の提供充実に努めてまいりました。令和3年度も本町に襲いかかる災害を常に想定して対策を講じておかなければなりません。防災情報については、これまでの防災行政用無線等に加え、デジタルデータ放送技術を活用し、本町独自の防災情報を始め、各分野の情報を発信する方法の国の第3次補正予算を活用して導入することを予定し、現在調整しております。さらに、本年度からスタートしております第5次総合計画後期基本計画の中に新たに第5章として鞍手町国土強靱化地域計画を追加しております。国の国土強靱化計画、そして福岡県の地域強靱化計画と調和しながら、万が一の事態、災害に備え準備を進めてまいります。今後も町民の皆様が安全安心に暮らせるまちづくりに努めてまいります。

5つ目は、高齢者や障がい者が生き生きと元気で暮らせるまちです。私は常々、健康寿命を延ばすことがとても重要であると申し上げております。いくつになっても、また障がいがある方も元気で生き生きと生活できることが重要であると思っております。高齢者障がい者の福祉につきましては、第5次鞍手町総合計画工事基本計画において、高齢者が住みなれた地域で暮らせる環境の整備や、障がい者がともに暮らせる地域づくりを目標

に掲げ、事業を推進してまいります。また、第8期鞍手町高齢者保健福祉計画、及び第3次鞍手町障がい者計画、第6期鞍手町障がい福祉計画、第2期鞍手町障がい児福祉計画を策定し、地域包括ケアシステムの推進や、障がい者機関相談支援センター等の関係機関と連携を図りながら、各種福祉サービスの提供に取り組んでまいります。

6つ目は、商工業の振興です。

私は個性ある小規模小売店の集積化を図り、個性あふれた魅力的なまちづくりを進めていきたいと申し上げました。現在新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、地域の経済は、本町のみならず、全国的に大きな打撃を受けております。地域経済の再生には、地域の元気を支える中小企業活性化が不可欠であることから、令和2年度は、地方創生臨時交付金を活用し、中小企業への様々な支援策や、プレミアムつき地域振興券事業などを実施してまいりました。令和3年度においても、第3次臨時交付金を活用した中小企業支援策を実施するとともに、創業支援や商品化開発支援など、鞍手町中小企業活性化計画に基づく事業を継続し、地域経済の活性化を図っていきたいと考えております。また、様々な再生可能エネルギーを活用した発電事業を推進し、発電した電力を地元鞍手町で消費する電力の地産地消に、取り組んでいきたいと申し上げておりました。この分野については、新庁舎における太陽光発電の余剰電力を活用する仕組みを検討しております。令和3年度以降も引き続き、電力の地産地消に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

7つ目は、農業の振興です。

鞍手町の農業の特産物には、米をはじめ、らー麦や大豆、果樹ではブドウ、野菜ではイチゴなどがあり、これらをさらにPRしていくことが重要と考えています。これに加え、新たな商品の開発が不可欠であると考え、生産者とともに先進地視察にも行ってまいりました。さらに、これまで課題となっている農業従事者の高齢化や、後継者不足を打開するために、今後もスマート農業の普及に取り組んでまいります。令和3年度も引き続き、新規就農者を含めた農業の支援に向けた各種事業を実施し、農業の振興に取り組んでいきたいと考えています。

8つ目は誇れる鞍手のまちづくりです。

町長就任時から、町民の皆様とともに、誇れるまちにしていきたいと申し上げてきました。鞍手町は、歴史的に貴重な文化財や、全国的にも珍しい生物などが生息する自然豊かで、伝統文化があふれた町です。それに加え、駅や高速道路、インターチェンジなどの交通インフラが整っております。さらに秋には新しくくらはて病院が完成します。庁舎等建設事業につきましても、令和5年度中の完成を目指し、全力で取り組んでいるところです。今後も近隣にない住環境と利便性を備えた安全安心のまちづくりを進めてまいります。

以上これまでの取組を振り返りながら、令和3年度の施政方針を述べさせていただきました。私の鞍手町の未来をひらく8つの約束の達成度は、まだ道半ばではありますが、この約束を職員と一丸となって全力で取り組んでいくことで、小さくても心豊かで、幸福度、満足度が高く、自信と誇りの持てるまちを実現してまいる決意でございます。どうか議員

の皆様並びに町民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げ、私の令和3年度に向けた施政方針といたします。

○議長 星 正彦君

以上で、町長の施政方針表明を終わります。

次に進みます。

日程第4 人権擁護委員候補者の推薦に関する協議を議題とします。

別紙のとおり、議会の意見を求められています。

これから質疑を行います。

人権擁護委員候補者の推薦に関する協議について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

人権擁護委員候補者の推薦に関する協議については、会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、人権擁護委員候補者の推薦に関する協議については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

人権擁護委員候補者の推薦に関する協議について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

人権擁護委員候補者の推薦に関する協議について、原案を適当と認め、原案どおり決定し、通知することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって原案を適当と認めることに決定しました。

次に、日程第5 議案第2号及び日程第6 議案第3号の2件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 岡崎 邦博君

日程第5 議案第2号及び日程第6 議案第3号の2点につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

日程第5 議案第2号及び日程第6 議案第3号は、鞍手町固定資産評価審査委員の選任であります。現鞍手町固定資産評価審査委員であります、土橋幸夫氏及び黒瀬博樹氏

の任期が令和3年3月15日で満了することに伴い、再度両氏を選任いたしたく、議会の同意を得るものであります。任期は令和3年3月16日から令和6年3月15日までの3年間であります。なお、両氏の略歴につきましては、略歴書を添付しておりますので、ご参照ください。以上が日程第5 議案第2号及び日程第6 議案第3号の提案説明であります。ご審議の上、ご協賛のほどよろしくお願いいたします。

○議長 星 正彦君

これから、質疑を行います。

議案第2号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第3号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第2号及び議案第3号は、会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第2号及び議案第3号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

議案第2号について討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第3号について討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第2号 鞍手町固定資産評価審査委員の選任を採決します。本案について、これに同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第2号は同意することに決定しました。

次に、議案第3号 鞍手町固定資産評価審査委員の選任を採決します。本案について、これに同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第3号は同意することに決定しました。

次に、日程第7 議案第4号から日程第14 議案第11号までの8件を一括して議

題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 岡崎 邦博君

日程第7 議案第4号から、日程第14 議案第11号までの8件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

日程第7 議案第4号は、鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例であります。本議案は、鞍手町立小学校の統合に向けた在り方検討委員会を設置することに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、日程第8 議案第5号は、鞍手町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例です。本議案は副町長の選任について、福岡県による職員の派遣を受けることに伴い、期末手当の算定の基礎となる在職期間を通算するため、所要の改正を行うものであります。

次に、日程第9 議案第6号は、鞍手町特別職職員退職手当支給条例の一部を改正する条例です。本議案は副町長の選任について福岡県による職員の派遣を受けることに伴い、退職手当の算定の基礎となる勤続期間を通算するため、所要の改正を行うものであります。

次に、日程第10 議案第7号は、鞍手町一般職職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例であります。本議案は人事院規則が改正され、新型コロナウイルス感染症対策に従事した国家公務員に係る防疫等作業手当に関する規定が追加されたため、所要の改正を行うものであります。

次に、日程第11 議案第8号は、鞍手町財政調整基金条例の一部を改正する条例であります。本議案は地方財政法第4条の3第1項、第4条の4及び第7条第1項の規定により、財政の健全な運営を図るため、財政調整基金の運営を明確にする必要があるため、所要の改正を行うものであります。

次に、日程第12 議案第9号は鞍手町国民健康保険条例の一部を改正する条例であります。本議案は新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律が施行されたため、所要の改正を行うものであります。

次に、日程第13 議案第10号は、鞍手町道路構造の基準に関する条例の一部を改正する条例であります。本議案は、道路構造令が改正されたことにより、歩行者利便増進道路の指定制度などの新しい制度が創設されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、日程第14 議案第11号は、鞍手町体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例であります。本議案は、鞍手総合プールを廃止することに伴い、所要の改正を行うものであります。

以上が日程第7 議案第4号から、日程第14 議案第11号までの提案説明であり

ます。ご審議の上、ご協賛のほどよろしくお願いいたします。

○議長 星 正彦君

本案に対する質疑は後日行います。次に、日程第15 議案第12号から、日程第20 議案第17号までの6件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 岡崎 邦博君

日程第15 議案第12号から、日程第20 議案第17号までの6件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

日程第15 議案第12号は、鞍手町日雇労働被保険者の失業保険金の立替金基金条例を廃止する条例であります。本議案は鞍手町に居住する日雇労働被保険者のうち、遠隔地払の取扱いを受ける被保険者に支払われる保険金の立替えを行うことにより、これら被保険者の便益を図るとともに、遠隔地払事務を円滑に行うため基金を設置してきましたが、当該基金の積立目的を失っているため、条例を廃止するものであります。

次に、日程第16 議案第13号は、鞍手町九州縦貫自動車道横断構造物内照明の維持管理費引当基金条例を廃止する条例であります。本議案は、鞍手町が管理する道路と、日本道路公団が管理する道路の区域が重複する部分の横断構造物内照明設備の維持管理を円滑かつ効率的に行うため、引当基金を設置していましたが、当該基金の積立目的を失っているため、条例を廃止するものであります。

次に、日程第17 議案第14号は、鞍手町ふるさとづくり事業引基金条例を廃止する条例であります。本議案は鞍手町の歴史、文化、伝統、産業等を活かし、個性的で魅力ある地域づくりを積極的に推進するため、基金を設置していましたが、当該基金の積立目的を失っているため、条例を廃止するものであります。

次に、日程第18 議案第15号は、鞍手町地域福祉基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例であります。本議案は高齢化社会の到来に備え、鞍手町における高齢者保健福祉活動の促進、快適な生活環境の形成等を図るために要する経費を措置するため、基金を設置していましたが、当該基金の積立目的を失っているため、条例を廃止するものであります。

次に、日程第19 議案第16号は、鞍手町土地開発基金条例を廃止する条例であります。本議案は、公用もしくは公共に供する土地または公共の利益のために取得する必要がある土地を、あらかじめ取得することにより、事業の円滑な執行を図るため、基金を設置していましたが、当該基金の積立目的を失っているため、条例を廃止するものであります。

次に、日程第20 議案第17号は、鞍手町中山間ふるさと・水と土保全基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例であります。本議案は、中山間地域における土地改良施設の機能を適正に発揮するための集落共同活動の強化に対する支援事業を行うため、基金を設置していましたが、該当基金の積立目的を失っているため、条例を廃止す

るものであります。

以上が日程第15 議案第12号から、日程第20 議案第17号までの提案説明であります。ご審議の上、ご協賛のほどよろしくお願いいたします。

○議長 星 正彦君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第21 議案第18号から、日程第25 議案第22号までの5件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 岡崎 邦博君

日程第21 議案第18号から、日程第25 議案第22号までの5件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

日程第21 議案第18号は令和2年度鞍手町一般会計補正予算第9号であります。本補正予算は、歳出においては、2款 総務費において、今年度、依願退職の申出があった2名分について退職手当を追加しております。同じく総務費において、コミュニティバス等路線運行維持費及び民間路線バス運行維持費については、運送収入の減収に伴い、運行維持費に不足が見込まれるため増額しております。

6款 農林水産業費ではスマート農業推進強化事業の追加要望事業が採択されたため、予算計上しております。なお3款 民生費、8款 土木費、10款 教育費において、過疎対策事業債の充当を予定した工事費などについて、大幅に減額しています。これは令和2年度の過疎対策事業債の国からの配分額が当初の要望から大幅に減額されたため、事業内容の縮小などを行ったことによるものです。

一方歳入においては、新型コロナウイルス感染症の影響による徴収猶予等により減収が見込まれることから、1款 町税の減額を行う一方で、各補助事業の実績見込みなどにより、国県支出金などについて所要の補正を行っております。また町債においては新型コロナウイルス感染症の影響により減収が見込まれる一部の税目について、基準財政収入額を基準とした額と決算額の差額を補てんする減収補填債について予算計上しています。そしてこれらの補正要因を調整し、歳入歳出それぞれ2億4,187万6千円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ10億8,858万4千円としております。

次に、日程第22 議案第19号は令和2年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）であります。本補正予算は、保険給付費、保健事業費の減額に伴い、県支出金などの収入の補正要因を調整し、歳入歳出それぞれ1,195万8千円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ19億103万7千円としております。

次に、日程第23 議案第20号は令和2年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号であります。本補正予算は、後期高齢者医療保険料収入及び保険基盤安定に係る繰入金の減額に伴い、広域連合納付金などの補正要因を調整し、歳入歳出それぞれ325

万5千円減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ2億7,105万2千円としております。

次に、日程第24 議案第21号は令和2年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算第3号であります。本補正予算は現時点での事業に伴う不用額等を調整し、歳入歳出それぞれ8,862万6千円減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ8億8,816万5千円としております。

次に、日程第25 議案第22号は令和2年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計補正予算(第1号)であります。本補正予算は、定期預金の利子と一般会計繰入金 の確定に伴い、歳入歳出それぞれ65万7千円追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ3,153万6千円としております。

以上が日程第21 議案第18号から日程第25 議案第22号までの提案説明であります。ご審議の上、ご協賛のほどよろしくお願いたします。

○議長 星 正彦君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第26 議案第23号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 岡崎 邦博君

日程第26 議案第23号につきまして、提案説明を申し上げます。

日程第26 議案第23号は、令和3年度鞍手町一般会計予算であります。はじめに、令和3年度鞍手町一般会計予算を提案するにあたり、予算編成に係る背景に触れながら方針を述べさせていただきます。国の予算等の状況を申し上げますと、令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている国民の命と生活を守るため、感染拡大防止に万全を期するとともに、将来を切り開くため、中期的な課題を見据え、着実に対応を進めていくこと、またデジタル社会、グリーン社会の実現や、全世代型社会保障の構築など、中期的な課題にも対応する予算編成とされております。これらの方針により編成された国の一般会計予算総額は106兆6,097億円、前年度に比べ3兆9,517億円、率にして3.8%増で、本国会に提案されております。また令和3年度の地方財政計画では、地方の安定的な財政運営に必要となる地方交付税の総額は17兆4,385億円となり、前年度と比較し、8,503億円、率にして5.1%増となっております。一方新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、地方税収入の大幅な減少などが見込まれることにより、赤字地方債である臨時財政対策債の発行可能額は5兆4,796億円となり、前年度と比較して2兆3,399億円、率にして74.5%増となっております。このような状況を踏まえ、鞍手町としても、依然として厳しい財政状況にある中、役場庁舎等建設に伴う建設費の造成、解体工事に着手するなど、事業がより本格化してきます。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、地方税収等の大幅な減収が見込まれる中においても、行政サービスが安定的に提供できるよう、必要性、妥当性、優先度、費用対効果などを多角的

に検証するとともに、新たな視点や柔軟な発想により、経費の削減に努め、各世代にわたり社会保障の充実を図るなど、選択と集中を行いながら、令和3年度予算編成をしました。なお、国の令和2年度補正予算第3号において増額された新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金については、本町に約1億3千万円が追加配分されましたが、一部の事業を除き、その大半は令和3年度当初予算には盛り込んでおりません。現在予算化に向けて編成作業を進めておりますので、後日、補正予算という形でご提案させていただきたいと考えております。

それでは、鞍手町の一般会計予算の概要についてご説明いたします。まず、令和3年度一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ8億3,861万7千円であります。前年度と比較して6,844万9千円、率にして0.8%の減額となっております。予算総額については、令和2年度当初予算から、令和3年度当初予算において、大きな増減はなく、前年度と同程度の予算規模となっております。なお、令和2年4月1日施行の地方自治法施行規則の一部を改正する省令により、歳出の節体系から7節賃金を削り、以降の番号を繰り上げる対応が必要となり、本町においては、財務システムの都合上、令和3年度予算から節番号の繰上げを行っております。

それでは、歳出から款ごとに主な予算を中心にご説明いたします。

1款 議会費では前年度と比較して2,957万7千円減額となる9,450万5千円を計上しております。

次に、2款 総務費では、庁舎等建設費において、役場庁舎等の建替えに伴う関連予算6億2,188万8千円を計上しております。また永年保存している紙媒体の公文書のデジタル化について、前年度から継続して実施するために、公文書デジタル化推進事業費8,577万3千円を計上するほか、マイナンバーカード普及をさらに促進するため、個人番号カード普及事業費4,757万7千円を計上しております。さらに令和元年度から発行しているわかりやすい予算説明書発行費1,507万円や、老朽危険家屋等解体補助金3,507万円を計上しております。これらの要因により2款 総務費全体では、前年度と比較して5億2,486万2千円増額となる、16億1,222万6千円を計上しております。

次に、3款 民生費では、私立保育所費において、鞍手あゆみ保育園が認定こども園に移行することに伴い、前年度と比較して、1億4,586万7千円減額となる9,768万円を計上する一方で、新たな事業として、認定こども園費で1億1,929万5千円を計上しています。また重度障がい者医療対策費、子供医療対策費、ひとり親家庭等医療対策費においては、過去の医療費の伸び率などを見込んで、前年度と比較して減額した予算を計上しております。さらには前年度に古月保育所の大規模改修事業費で3億4千万円を計上していましたが、事業完了により予算を大幅に減額しています。これらの要因により、3款 民生費全体では、前年度と比較して3億1,341万2千円減額となる27億1,265万7千円を計上しております。

次に、4款 衛生費では、新型コロナウイルス感染症対策として、新型コロナウイルス感染症PCR検査と業務委託料600万円を、新型コロナウイルスワクチン接種事業費で9,386万7千円を計上しております。また下水道事業の地方公営企業化に伴い、小型浄水槽整備事業費の関連予算を、上下水道課から農政環境課へ移管し、1,030万8千円を計上しております。さらには、くらて病院への運営費負担金においては、新病院建設に係る医師の交付税算入額が増加することに伴い、792万3千円の増額となる2億8,052万円を計上しております。これらの要因により4款 衛生費全体では、前年度と比較して1億1,045万円増額となる9億5,355万4千円を計上しております。

次に、6款 農林水産業費では、新規事業として、防災重点農業用ため池緊急整備事業費1,950万円を計上しております。これは近年自然災害が激甚化、頻発化する中、ため池などの決壊等により人家や公共施設及び農地へ被害が発生していることから、農業用ため池などの防災対策を図るもので、令和3年度は、町内のため池17箇所の劣化調査に係る関連予算を計上しています。また、森林整備促進事業費においては、森林環境譲与税を財源として、森林の間伐、木材利用の促進や、普及啓発等を図るため、関連予算として247万1千円を計上しております。これらの要因により、6款 農林水産業費全体では、前年度と比較して4,508万8千円増額となる2億3,793万7千円を計上しております。

次に、7款 商工費では、商工振興費において、鞍手町商工会事業費補助金を減額し、予算計上しておりますが、これは地域振興券発行に係る関連予算を新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業として、令和3年度補正予算で予算措置することを検討しているため、当初予算への計上を見送ったことによるものです。また、鞍手町中小企業活性化計画に基づく中小企業の総合的な支援を図るための関連予算415万1千円を計上しております。これらの要因により7款 商工費全体では、前年度と比較して、1,303万2千円減額となる2,712万6千円を計上しております。

次に、8款 土木費では、前年度に引き続き、くらて病院移転地周辺道路改良事業費において、6,583万円を計上するとともに、西川改修事業費において、岩ヶ鼻橋架替えに伴う県への負担金として3,150万円を計上しております。また下水道事業の地方公営企業化に伴い、前年度までに繰出金として予算措置していた額を全額減額する一方で、地方公営企業法を適用する公営企業に対する補助金及び出資金として2億5,473万7千円を計上しています。これらの要因により8款 土木費全体では、前年度と比較して1億8,400万3千円減額となる6億352万2千円を計上しております。

次に、9款 消防費では、常備消防費において、直方鞍手広域消防事務組合への負担金として2億4,263万3千円を計上しております。これらの要因により、9款 消防費全体では、前年度と比較して5,422万6千円の減額となる2億7,277万9

千円を計上しております。

次に、10款 教育費では、小学校費及び中学校費において、児童生徒1人1台端末の保守点検等委託料を新たに計上しております。また、役場庁舎等建設の関連事業である歴史民俗博物館別館建設事業費においては、設計測量委託料等5,066万3千円を計上しております。これらの要因により、10款 教育費全体では、前年度と比較して1億6,549万5千円の減額となる6億7,269万7千円を計上しております。

次に、12款 公債費においては、前年度と比較して、1,612万4千円の減額となる9億3,900万2千円を計上しております。なお、下水道の地方公営企業化に伴い、下水道事業に係る過疎対策事業債の未償還額は、令和3年度から、下水道事業会計に移管しております。

以上が令和3年度の一般会計、歳出予算の概要であります。一方、これに対する歳入につきましては、国が示す地方財政計画や財政見通しに基づき見込んでおりますが、特に令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、地方税収入の大幅な減少が見込まれ、厳しい状況にあり、地方交付税をはじめ、国県支出金や町債などの依存財源に頼らなければならない財源構成になっております。それでは歳入の主なものについて説明いたします。

1款 町税では、新型コロナウイルス感染症の影響により、前年度と比較して、個人町民税の現年課税分で2,384万円の減額を、法人町民税の現年課税分で5千万円の減額を見込んでおります。また、固定資産税の現年課税分では、2,163万7千円の減額を見込んでいる一方で、滞納繰越分では前年度に徴収猶予している分などの影響により、2,040万1千円の増額を見込んでいます。これらの要因により、1款 町税全体では前年度と比較して7,515万円減額となる17億9,017万6千円を計上しております。

次に、2款 地方譲与税においては、前年度と比較して200万円減額となる6,447万円を計上しております。

次に、7款 地方消費税交付金においては、前年度と比較して700万円減額の3億3,300万円を計上しております。

次に、10款 地方特別交付金においては、前年度と比較して2,051万7千円増額となる3,441万7千円を計上しておりますが、このうち新たに創設された新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金は、固定資産税の減免に伴う減収額の全額を国費で補填されるものであり、1,741万7千円を計上しております。

次に、11款 地方交付税は前年度と比較して1千万円の減額となる23億8千万円を計上しております。このうち普通交付税においては、地方財政計画の歳出側に新たに創設された地域デジタル社会推進費や過疎対策事業債の交付税算入額の増加など、普通交付税が増加する要因もありますが、令和2年10月の国勢調査の人口が反映されることなどの減少要因もあるため、前年度と比較して1千万円の減額となる20億

8千万円を計上しております。

次に、13款 分担金及び負担金では、前年度と比較して1,454万1千円減額となる2,788万4千円を計上しておりますが、減額した主な要因は、鞍手あゆみ保育園が認定こども園に移行することに伴い、私立保育所利用者負担金が減少したことによるものです。

次に、18款 寄附金においては前年度と同額となる5,000万1千円を計上しております。

次に、22款 町債においては、前年度と比較して3億4,410万円減額となる7億8,560万円を計上しております。このうち、臨時財政対策債は、地方税収の大幅な減収に伴う財源不足に対処するため、前年度と比較して1億2千万円増額となる3億2千万円を見込んでおります。また、過疎対策事業債においては、新過疎法の成立後に、過疎地域指定団体が決定されるため、過疎対策事業債は廃目としております。そしてこれら歳入要因を充てても、不足する財源3億830万6千円を、19款 繰入金の財政調整基金繰入金に計上し、歳入歳出予算を調製しております。

以上が日程第26 議案第23号 令和3年度一般会計予算の歳入歳出予算の概要であります。

ご審議の上、ご協賛のほどよろしくお願いいたします。

○議長 星 正彦君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第27 議案第24号から日程第34 議案第31号までの8件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 岡崎 邦博君

日程第27 議案第24号から日程第34 議案第31号までの8件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

日程第27 議案第24号は、令和3年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算であります。本予算は、保険給付費の療養諸費、国民健康保険事業費納付金の減額、保険給付の高額療養費の増額等に伴い、県支出金などの関係項目を調整し、予算総額を歳入歳出それぞれ17億9,680万5千円としております。

次に、日程第28 議案第25号は、令和3年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算であります。本予算は、後期高齢者医療保険料収入の減額と、保険基盤安定繰入金の増額により、後期高齢者医療広域連合納付金などの関係項目を調整し、予算総額を歳入歳出それぞれ2億8,288万2千円としております。

次に、日程第29 議案第26号は、令和3年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算であります。本予算は住宅新築資金等の貸付金回収金を一般会計へ繰り出すものとして、予

算総額を歳入歳出それぞれ83万円としております。

次に、日程第30 議案第27号は、令和3年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算であります。本予算は、町内11個所のかんがい揚排水機場の年間必要維持管理経費を主なものとして、予算総額を歳入歳出それぞれ8,734万9千円としております。

次に、日程第31 議案第28号は、令和3年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計予算であります。本予算は谷山池斜樋操作場・谷山池パイプラインの施設について、年間必要維持管理経費を主なものとして、予算総額を歳入歳出それぞれ1,229万7千円としております。

次に、日程第32 議案第29号は、令和3年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計予算であります。本予算は病院事業債の貸付けや過疎対策事業債の負担金及び貸付金の償還金などを主なものとして、予算総額を歳入歳出それぞれ3億5,929万2千円としております。

次に、日程第33 議案第30号は、令和3年度鞍手町水道事業会計予算であります。本予算は、安全で安定した水道水の供給に係る事業費を主なものとして、予算第3条収益的収入及び支出では、水道事業収益3億4,830万9千円に対し、水道事業費用3億4,126万8千円で、差引704万1千円の黒字予算を計上しております。

次に、予算第4条資本的収入及び支出では、資本的収入3,738万6千円に対し、資本的支出1億4,148万6千円で、差引1億410万円の不足となりますが、不足額につきましては、当年度までの損益勘定留保資金から補填することにしております。

次に、日程第34 議案第31号は、令和3年度鞍手町下水道事業会計予算であります。本予算は生活環境の向上及び公共用水域の改善に係る事業費を主なものとして、予算第3条収益的収入及び支出では、下水道事業収益4億834万7千円に対し、下水道事業費用4億1,850万5千円で、差引1,015万8千円の赤字予算を計上しております。次に、予算第4条資本的収入及び支出では、資本的収入5億4,387万7千円に対し、資本的支出6億4,675万2千円で、差引1億287万5千円の不足となりますが、不足額につきましては、引継金547万6千円と、当年度分損益勘定留保資金9,739万9千円から補填することにしております。

以上が日程第27 議案第24号から日程第34 議案第31号までの提案説明であります。ご審議の上、ご協賛のほどよろしくお願いいたします。

○議長 星 正彦君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第35 議案第32号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 岡崎 邦博君

日程第35 議案第32号につきまして、提案説明を申し上げます。

日程第35 議案第32号は、地方独立行政法人くらはて病院第3期中期計画であります。令和2年12月定例会におきまして議決していただきました地方独立行政法人くらはて病院の第3期中期目標を達成するため、地方独立行政法人法第26条第1項の規定に基づき、同法人において作成された令和3年度から4年間の第3期中期計画を認可するため、同法第83条第3項の規定に基づき、提案させていただくものであります。なお、本中期計画を提案するにあたり地方独立行政法人くらはて病院評価委員会の意見申述を受けております。

以上が、日程第35 議案第32号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほどよろしくお願いいたします。

○議長 星 正彦君

本案に対する質疑は後日行います。

この際、休会についてお諮りします。

明日4日から7日までの4日間を休会にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、明日4日から7日までの4日間を休会とすることに決定しました。

以上をもって本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会します。

閉会14時16分

令和3年鞍手町議会第2回定例会会議録（第2号）						
令和3年3月8日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議				議 長	
	令和3年3月8日 午後1時00分				星 正 彦	
	閉 会 開 議				議 長	
	令和3年3月8日 午後2時56分				星 正 彦	
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	添 田 政 勝	出 欠	1 1	西 藤 典 子	出 欠
	2	野 口 美 恵 子	出 欠	1 2	的 野 信 之	出 欠
	3	田 中 二 三 輝	出 欠	1 3	須 山 由 紀 生	出 欠
	4	宇 田 川 亮	出 欠			
	5	新 谷 留 晴	出 欠			
	6	篠 原 哲 哉	出 欠			
	7	星 正 彦	出 欠			
	8	有 働 徳 仁	出 欠			
	9	栗 田 美 和	出 欠			
10	許 斐 英 幸	出 欠				
出席 13人 欠席 0人 欠員 0人						
会議録署名 議員	10	許 斐 英 幸		11	西 藤 典 子	

職 務	議会議務 局長	武 谷 朋 視	出 欠	議会議務 局次長	長 浦 良	出 欠
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名	町 長	岡 崎 邦 博	出 欠	会計課長	櫻 井 順 子	出 欠
	教育長	栗 田 ゆかり	出 欠	建設課長	松 永 憲 昌	出 欠
	総務課長	三 戸 公 則	出 欠	政策推進 課 長	藤 原 光 徳	出 欠
	福祉人権 課 長	石 井 通 稔	出 欠	地域振興 課 長	立 石 一 夫	出 欠
	税務住民 課 長	梶 栗 恭 輔	出 欠	上下水道 課 長	原 敏 勝	出 欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事務局長	筒 井 英 和	出 欠	教育課長	古 後 憲 浩	出 欠
	保険健康 課 長	芝 野 英 和	出 欠			
議 事 日 程	別 紙 の と お り					
付 議 事 件	別 紙 の と お り					
会 議 経 過	別 紙 の と お り					

令和3年第2回鞍手町議会定例会議事日程

3月8日 午後1時開議

第2号

日程第1 一般質問

一般質問通告一覧表

令和3年第2回定例会

No. 1

質問者	質問事項及び質問要旨	答弁指定者
<p>11番 西藤典子</p>	<p>1. 新型コロナウイルス感染症対策の強化について (1) 町独自の無料PCR検査の実施状況と今後の予定は。 (2) 対象者を高齢者施設や障がい者施設等の入所者等にまで広げる考えは。 (3) 自宅療養や自宅待機の感染者が発生した場合の食糧支援、日用品の買い物支援等、またパルスオキシメーターの貸与等を実施する考えは。 (4) クラスター等発生施設等へ人的、経済的支援を行う考えは。</p> <p>2. 鞍手町役場のジェンダー平等について (1) 鞍手町男女共同参画基本計画における係長級以上の女性職員の割合目標は。 (2) 現状における課長、課長補佐、係長の女性職員の人数とその割合は。 (3) 目標達成のための具体的施策は。</p> <p>3. マイナンバーカード申請の推進について (1) 国の方針でマイナンバーカード申請の勧誘が進んでいるが、制度そのものに疑問を抱く町民もいる。急速な行政のデジタル化に不安を覚える町民層に対する支援策、具体的対応は。</p>	<p>町長</p> <p>町長</p> <p>町長</p>
<p>5番 新谷留晴</p>	<p>1. 新型コロナウイルス感染症対策について (1) 現在、新型コロナウイルスのワクチン接種は、16歳以下は対象としていないが、町として次の対策はどのように考えているのか。</p> <p>2. 小中一貫校について (1) 年々生徒数が減少しており、複式学級にせざるを得ない状況が見受けられるなかで、以前町長は小学校を2校に統合する考えを述べられたが、一貫校に対してはどのように考えているのか。</p>	<p>町長</p> <p>町長</p>
<p>4番 宇田川 亮</p>	<p>1. 新型コロナウイルスワクチン接種について (1) 迅速で正確な情報共有を。 (2) 医療従事者、65歳以上等、福祉事業関連従事者、16歳以上の全町民の接種スケジュールは。 (3) 接種希望者の把握は。 (4) 専任職員の配置は。</p> <p>2. 子ども医療費の無料化について (1) 高校卒業まで無料化にするための負担分は。また、その実現は。</p>	<p>町長</p> <p>町長</p>

<p>8番 有 働 徳 仁</p>	<p>1. 鞍手町が所有する施設について</p> <p>(1) 大谷自然公園の現状と今後の方針は。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 就任後、売却や賃貸などの申し出等はなかったのか。 <p>(2) 鞍手北中学校の跡地利用計画は。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高校の部活動が使用に至った経緯と現状は。 ・ 建物の今後の取り扱いは。 ・ 売却等の考えは。 <p>(3) 「鞍手町文化体育総合施設」各施設の維持管理の考えは。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 老朽化している各施設の建て替えを含む更新の考えは。 <p>(4) くらじの郷の施設利用方針は。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 賃貸借計画の継続の考えは。 ・ 新庁舎建設後、経年劣化が著しい当該施設の取り扱いは。 	<p>町 長 教育長</p>
	<p>2. 新庁舎の建設について</p> <p>(1) 現段階での事業費は（庁舎本体部分と防災公園など付帯する部分）。</p> <p>(2) 新庁舎になった時のランニングコストは。</p>	<p>町 長</p>

令和3年3月8日（第2日）

開議 13時00分

○議長 星 正彦君

これから本日の会議を開きます。

日程はお手元に配付のとおりです。

これより日程に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

質問は、お手元の通告一覧表の順序により行います。

最初に、11番議員、西藤典子議員の質問を許可します。

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

通告に従いまして質問いたします。

鞍手町におきましても、新型コロナウイルス感染症の感染が広がり、クラスターも発生するに至りました。

待望のワクチン接種もまだ都についたばかり、とても安心できる状況ではありません。

この感染を封じ込め、終息に向かわせるためには、さらなる対応が求められていると考えます。

そこでお尋ねいたします。

12月議会で承認され、1月12日から3月31日までの期間、実施予定の鞍手町独自の無症状者対象の無料PCR検査ですが、現在までの実施状況はどうなっておりますでしょうか、お願いいたします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

この件につきましては保険健康課長に答弁させます。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

○保険健康課長 梶栗 恭輔君

ご質問にお答えいたします。

令和3年1月より、国の疾病予防対策事業費等補助事業、一定の高齢者等への検査助成事業として、くらて病院に委託しまして、65歳以上の高齢者及び64歳以下の基礎疾患等を有する方等の希望者へ1人1回限りでございまして無料でのPCR検査を実施しております。

3月3日現在、35名の方が補助申請をされており、27名の方が検査を受けられております。

令和3年度につきましても、引き続き事業を行っていく予定であり、令和3年度当初予算に3百人分、6百万円の事業費を計上させていただいております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

もう両方ともお答えいただきましたので、来年度も、また3百人分と予算が計上されているということで、非常にありがたいことだと思っております。

ただ、このような状況の中で、せっかく今年度分が3百人分準備されているにも関わらず、35名の申請で27名に下げられたということなのですけれども、これについてはなぜこういう状況なのかということがちょっと考えなきゃいけない面もあると思うのですけど。やっぱり陽性であった場合には非常に困るとかですね、怖いとか、そういったようなこともあるのだろうかと思っておりますので、さらなる周知とですね、せっかく予算があるのに使わないっていうのはもったいないという感じもしますので、様子を見ながらいいのですけれども。次行きます。

無症状の高齢者施設や障害者福祉施設の職員については、県が呼びかけてPCR検査を実施しておりますね。

ですから、せっかく予算があることですから、町内の検査対象を高齢者施設や障害者福祉施設の入所者の希望者にも広げていただくことがクラスター防止にも有効だと思いますが、いかがでございましょうか、お尋ねいたします。

北九州市ではそういったことが実施されておりますが、いかがでございましょうか。

○議長 星 正彦君

保健健康課長。

○保険健康課長 梶栗 恭輔君

お答えいたします。

高齢者施設や、障害者施設等の入所者の方も65歳以上の方あるいは64歳以下の方で基礎疾患をお持ちの方につきましては、希望されれば検査の対象となります。以上でございます。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

ぜひ、そういったことの周知ですね、恐らくご存じないとか、気がつかないとかいう方もあると思っておりますので。せっかく予算もあることですので、周知していただきましてですね、そういう方の希望もかなえていただくような、方法をとっていただきたいと思っております。

次の質問に移りますが、軽症や無症状の感染者は今のところ非常に自宅療養とかですね、自宅待機になる例が多いようです。

町内に対象者が出た場合のことですけど、緊急包括支援交付金で1食当たり150円を

上限に補助できるという規定があります。

感染防止という観点からも、町としてそういうような方に対する食糧支援や日用品の買い物の支援、また、その中には医師や保健師らによる健康状態のフォローアップを実施するともありますので、パルスオキシメーターなども貸与するという、こういったことも実施していただければと思いますが、いかがでございましょうか。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

○保険健康課長 梶栗 恭輔君

現在、福岡県の新型コロナウイルス感染症の発生状況下におきましては、PCR検査での陽性者は、入院または宿泊施設での療養となっております。

また、濃厚接触者となりPCR検査で陰性だった方は、一定期間、自宅などでの経過観察を行います。買物などの必要最小限の外出は認められているとのことでございます。

したがって、今のところ、ご質問にございますような食糧支援や買物支援の必要性は低いのではないかと考えております。

しかし、今後さらに感染拡大により感染者が急増した場合は陽性者の方等がお1人で自宅にて療養を余儀なくされることも考えられます。

その際の町が行う買物支援等につきましては、個人情報の取扱い等には十分留意いたしまして感染者が特定されないような配慮をしながら行わなければならないと考えております。

今後支援策の実施につきましては、本町での必要性、実施方法なども含めまして検討したいと考えております。

パルスオキシメーターにつきましては本年2月1日より新型コロナウイルスの陽性者で自宅療養する方につきましては、福岡県が県の事業といたしまして貸出しを行っております。そうしたことからですね、現状では考えておりません。以上でございます。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

先ほど答弁にありましたように該当者が出た場合には即座に対応できる体制、これをお願いしたいと思います。

次の質問に移りますが、高齢者施設や障害者福祉施設では抱きかかえることが必要となる場合が多いのですね。したがってクラスターも発生しがちです。

もともと、ぎりぎりの人員で運営されているのが実情ですので、その中でのクラスターの発生、非常に多大の困難を極める状況があるわけですね。

そういう状況ありまして実際、鞍手町でも起こっておることでございますので、そういう中で、人員、不足するマンパワーの支援。あるいはですね、聞いてみましたら、もう防護服にしても手袋とか、フェイスシールドですかね、それから食器です。もう全て使うわけだそ

うです。膨大なごみが出る、そのゴミの処理ですね。

それから、施設によっては誰でもがマンパワーの補助とかいっても支援といっても、どなたもができる状態ではない。もう慣れた方、専門の方しか出来ないという状況もあるようですね。そういうところでは、残った方に2人分も3人分も負担がかかっていると。だからどうしてもそこに人件費として払わなきゃいけないと。そういったことがあっておりまして大変な出費だそうです。

ですから、不足するマンパワーの支援と同時に、その状況に応じて経済的な支援など、これをしていただくことが必要ではないかと思います。いかがでございましょうか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

クラスター等が発生した施設等の支援につきましては、町が備蓄をしておりますマスク、防護服、ゴーグル、消毒液などの資材の経済的支援は出来ますし、今回、実際に行いました。人的支援につきましては、これは保健所の指導に基づくこととなりますが、県としては、2次感染の恐れがあるため、要請するような想定はしていないということです。人的支援につきましては難しいと考えています。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

実際ですね町からもたくさん資材をいただいてですね、助かったということを知っています。それだけではなくてやっぱりですね、ほかにも出費がかなりあってるようです。ですので予算の都合のつくところで、経済的な支援もしていただけたら、経営の継続のためにも、何とか達成になるのじゃないかと思っておりますので是非そこら辺も対象を考えたいと思っておりますのでございます。

次の質問に移らせていただきます。

今日は3月8日ですね、国際女性デーです。以前は国際婦人デーと言っていましたが、呼び名も変わりました。

これは20世紀初頭の女性参政権を求める米国の女性たちの行動から始まったものです。今年のテーマはリーダーシップを発揮する女性たち、コロナ禍の世界で平等な未来を実現する、です。

残念ながら日本はですねジェンダー平等後進国と言われておりますね。

世界経済フォーラムによるジェンダーギャップ指数、2020年の報告では日本は世界153か国中の121先進国中最低ランクであると。

また最低ランクであるばかりでなく年々順位を下げています、こういう状況にあるようです。

国会議員に占める女性の割合は参議院で22.9%、衆議院に至っては9.9%。

また、管理職に占める女性管理職の割合も10%を切っている状況です。

そのような中で、これからの鞍手町の若い女性たちの役場に就職して鞍手で頑張ろうという目標となるためにも、役場におけるジェンダー平等の実現が望まれます。

そこでお尋ねします。

鞍手町男女共同参画基本計画では鞍手町役場での管理職及び管理職候補、係長級以上のうち、女性の割合目標を何%と定められておりましたでしょうか、お尋ねいたします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

この件につきましては総務課長に答弁させます。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

はい、お答えします。

第三次鞍手町男女共同参画計画。この計画は平成31年度から令和5年度までの5年間となっております。

この基本計画の重点目標の2の中で、働く場における男女共同参画の実現という目標を掲げており、その中で、鞍手町特定事業主行動計画を策定し割合目標を定めております。

この鞍手町特定事業主行動計画の中では、令和2年度までに係長級以上の女性の割合を平成27年度の実績17%から8%引上げ25%以上にするという目標を掲げております。

取組内容としまして女性職員を人事、財政、政策、地域振興等、多様なポストに積極的に配置することとしております。以上です。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

そういう目標に対して現状はどうなっておりますでしょうか。現状での課長、課長補佐、係長の人数と割合はどうなっていますか、お尋ねいたします。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

令和2年度における各役職段階の女性職員の人数とその割合は、まず課長級12名のうち2名で16.7%。課長補佐級5名のうち2名で40%、係長級29名のうち3名で10.3%、全体で係長級以上46名のうち7名で15.2%となっております。以上です。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

25%の目標に対して現状では15.2%ということで、10%ぐらいですね不足しているわけですね。やっぱりぜひ、女性の管理職を増やしてほしいと思います。

去年、1人増えられましたことを私は非常にうれしく思いました。

ぜひ、目標達成のために全力を挙げていただきたいと思います。そのような目標達成のためには女性の役割を25%にするためには、具体的には何人増やさなきゃいけないということになるのですかね。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

係長級以上で申しますと、今現在46名という形になっております。これの25%ですから4分の1以上という形になりますので、8名以上は係長級以上の中に女性が配置になるという計算になるかと思えます。以上です。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

私が計算したのでは11.5人にするためには、5人ぐらいふやさないといけないかなという感じがしましたが、ちょっと私は計算が間違っているのかもしれませんが。

とにかくですね、目標に達していないわけですから。目標を達するために今後どのような具体的施策をなさるつもりか、お尋ねしたいと思います。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

すみません。先ほど8名と申しましたけれども計算間違いです。12名以上です。申し訳ございませんでした。まず訂正をさせていただきたいと思えます。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

先ほど西藤議員が言われましたように、令和2年度につきましては、これまで1名でした課長職に新たに1名の女性の課長を任命することになりました。積極的に女性管理職の登用を行っています。

一方で職員の評価につきましては地方公務員法の第23条に規定する人事評価に基づいて行われるとあります。

当然ながら男女を問わず、日頃の業務を通じて発揮された職員の能力や成果を公正に評価し、その結果を人事配置や昇任昇格に活用するなど、公平な人材登用に努めなければならないという一面も持っています。

まずは研修などを通して、女性職員の昇任意欲の向上やキャリア形成の支援に努め目標

達成に向けて女性管理職の登用を進めてまいりたいと思います。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

やっぱり目に見える形でわかりますと、やっぱり女性の皆さんもやる気が起こって頑張ろうという気持ちになられてですね、非常にいいことだと思いますので今後ともそういう方向で力を尽くしていただきたいと思っております。

次、最後の質問に移ります。

先日から地方公共団体情報システム機構というところから突然マイナンバーカード交付申請書というものが郵送されてきました。

75歳以上は除外とありますので私には来なかったのですが、知り合いから申請する意思もないのに個人情報全て記入された郵便物が来たと。気味が悪いと、こういう相談を受けました。

驚いて調べてみましたら町報にもそのことがちゃんと書いてあったのですが、このように全員に送り付けるという状況は、任意であるマイナンバーカードの取得を実質的に強制とするという危険を感じます。

マイナンバーカードの普及促進によって個人データの利活用が推し進められるということもあるようですので、今後の町としての町民一人ひとりの個人情報データの保護のための具体的な対策といますか対応とともに、急激な行政サービスのデジタル化に不安を覚える町民層、私もそうですが、そういう方々に対する丁寧なサポート、具体的な支援策をお願いしたいと思っておりますが、いかがでございましょうか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

現在、都道府県、市区町村が共同で運営する組織、地方公共団体情報システム機構が、まだマイナンバーカードをお持ちでない方に対して、カードの申請に必要なマイナンバーカード交付申請書を順次送付しております。

急速な行政のデジタル化に不安を覚えられる方もおられるかもしれませんが、マイナンバーカードは運転免許証を持っておられない高齢者は身分証明書として使えます。

今月からは健康保険証として利用できるようになり本年7月ごろから住民票等を日本全国のコンビニエンスストアで取得できるコンビニ交付も始まります。

また令和6年度末には運転免許証等の一体化など利便性も向上します。

町としましては国の方針に従い個人情報の保護に努め、情報漏えい等を起こさないよう業務を行いマイナンバーカード普及に努めてまいりたいと考えます。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子君議長。

マイナンバーカードが使われるようになりますとね、デジタル化出来ない人は従来の書面による申請とか相談しながら申請を行うとか、そういう対面による窓口業務がなくなって、行政サービスが低下するということがあります。

現に窓口が減らされている自治体もあると聞いております。

そういったことに十分注意を払う。そして、個人情報の保護に十分配慮していただきまして、今後のデジタル化というか、こういったことを進めていただきたいとお願いいたします。以上で私の質問を終わります。

○議長 星 正彦君

以上で、西藤典子議員の質問を終了します。

次に、5番議員 新谷留晴議員の質問を許可します。

新谷議員。

○5番 新谷 留晴議員

5番。通行に従い一般質問いたします。

現在、新型コロナウイルスのワクチン接種は16歳以下は対象とされていませんけども、町の考えとして対策がありましたらお願いします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、実施主体は市町村ですが国の補助事業として行われています。

対象となる年齢につきましては各製剤の承認内容等により異なり、今回接種するファイザー製ワクチンについては、16歳未満は接種の対象とならないことから、町としても国の指示に従い、住民への接種事業を行っていますので、16歳未満の接種については考えておりません。

○議長 星 正彦君

新谷議員。

○5番 新谷 留晴議員

対象外ということで、これは国の政策だと思いますけども。最近、新型コロナワクチン接種の対象外とされる16歳以下の、すなわち生徒ですね。剣北小、剣南小、鞍手中学において、陽性の患者が出た。これはいろいろと掲示されていますので皆さんご存じだと思いますけども。その点についてですね、各学校の教職員並びに生徒のPCR検査等を行われたかどうか。また、それらの感染経路を確認されたかどうか、質問いたします。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

○保険健康課長 梶栗 恭輔君

今のご質問ですが、保健所の指示により各新規陽性者の濃厚接触者は特定をされてPCR検査を受けられているというふうに伺っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

新谷議員。

○5番 新谷 留晴議員

それは本人だけですかね、PCR検査されたのは。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

○保険健康課長 梶栗 恭輔君

PCR検査されたのは当然濃厚接触者と特定された、例えばクラスの児童、生徒さん達。それから、新規養成者になられた方のご家族等と伺っております。以上です。

○議長 星 正彦君

新谷議員。

○5番 新谷 留晴議員

一応、当人とそのクラス並びにその関係者がされたということですね。

それによって、今現在、感染者等の連絡が入っておりませんが、今後この新型コロナウイルスの終息が確認できるまで生徒の健康を守るだけでなく、学級閉鎖や休校などの生徒の教育の機会を減らすようなことはしないためにも無償で今後終息するまで検査を行う考えはございませんか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

現在、学校では毎日のように消毒をしておりますし、またそういった感染の拡大を防止するために十分な注意を払いながら措置をしております。

そういったことからPCR検査につきましては陰性ということを確認するためにも必要なことだとは思いますが、常に、いつ、PCR検査をすることが、今の学校の生徒または職員に対し、有効かどうかというようなことにつきましても、まだまだ検討する余地がありますし、現在のところ、財政的にもそのような措置をしておりませんので、今のところはPCR検査を実施するというようなことについては考えておりません。

○議長 星 正彦君

新谷議員。

○5番 新谷 留晴議員

これは政府の考えと同行されていると思うのですが、第一に考えれば成人の方々のワクチン接種等は無料で行われるようになっております。ただ、1番保護しなくちゃいけない子どもたちの保護が全く先見えないわけです。それで町として、国の政策もありますけども、独自に何か生徒たちを保護するような手だてがあれば、再度検討していただいて、前に

進めていただきたいと思います。

次に移ります。小中一貫校の件についてご質問します。

年々生徒数が減少しており、複式学級にせざるを得ない状況が見受けられる中、以前、町長は小学校の統合、早急な検討課題であるとお考えを述べられましたが、一貫校に対してどのようなお考えであるか質問いたします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

一貫校につきましては令和元年12月定例会で許斐議員より小学校の統合についてという一般質問をいただきました。

その際の答弁の中で小学校の統合は早急な検討課題であると今議員が言われましたとおりの答弁をいたしておりますし、今もその考えには変わりはありません。

今後の小学校の在り方については今回の議会で議案として挙げておりますけども小学校の統合に向けた在り方検討委員会で検討していただきまして、その結果を踏まえ方向性を決めていきたいと考えております。

○議長 星 正彦君

新谷議員。

○5番 新谷 留晴議員

参考までなのですが、現在の小学校の生徒の数ですね、一応私なりに調べてみましたので説明させていただきます。

小学校6校で720名。内訳は剣南小が249名。剣北小が171名、古月小学校が61名、西川小学校が87名、新延小学校が115名、室木小学校が37名となっております。特に室木、西川、古月小においては、生徒の減少が著しいものが見受けられます。

よって大人数で行うスポーツなどの事業は出来ない。また、競争心や協調性などを養うことが低下していくようなことも見受けられます。

また生徒数の減少は年々進み、学年齢の事業運営に支障が出てくると思われませんが、今後の複式学級を取り入れる状況下にあると思いますけども、それに対してどうお考えでしょうか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

議員がご指摘のとおり、ある学校については6学年が3学級になると。要するにすべての学年において複式学級になるというような状況の小学校もあるやに聞いております。

そういったことから、今言われるような団体での例えばスポーツだとか、団体行動についてもなかなか教育上難しいような状況が見られるというようなことも承知をしております。

そういったことで、ここの質問にありますように一貫校についてということでもあります。

が、先ほども言いましたように今回、小学校の在り方についての検討委員会を設置しようというふうにも考えておりますし、その中でいろいろなご意見があるだろうというふうに考えております。

この一貫校についても小学校の在り方の一つとして、当然ながら検討する必要があるかなとも感じております。

そういったことで、私自身も、小学校の在り方としての一つというような考え方に変わりはありません。

いずれにしても現時点ではいろいろな可能性がありますので、その検討委員会の中での結果を踏まえてその方向性については私自身も決めていきたいと思っております。

○議長 星 正彦君

新谷議員。

○5番 新谷 留晴議員

前向きに検討だと受け止めております。

一応参考までですけども、この複式学級について、いいところもたくさんあります。ただし欠点として見受けられる部分なのですけども、教科によっては1学級及び1学年の児童数が少ないために、科目の目標が十分に達成されにくい。

2項目に相互に磨き合い高め合う中で集団資質の向上と個性の伸長および社会性の育成がわかりにくいことが挙げられます。

こういったことから現状の生徒数減少も踏まえて、一貫校の検討を改めて進めていきたいと思っております。以上です。

○議長 星 正彦君

答弁ありませんね。

以上で、新谷留晴議員の質問を終了します。

次に、4番議員宇田川亮議員の質問を許可します。

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮議員

通告に従いまして、2点について質問をいたします。

まず1点目は新型コロナワクチンの接種についてです。

まず根本的な問題として有効性と安全性はどうかについても、町民の中でも認識は一致しておりません。

厚労省は、5日、ワクチン接種した30代の女性医療従事者が強いアレルギー症状、アナフィラキシーを発症したと発表し、症例報告した医師は因果関係に関連ありとする一方ぜんそくが要因の可能性もあると指摘をしています。

細かな問題として、ぜんそくやアレルギーのある方や妊婦は接種していいのか。接種方法と時期、接種場所はといった様々な疑問も持たれております。

そこでお尋ねしますが、新型コロナワクチンに関する現時点での町が持っている正確な

情報を教えてください。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

この件につきましては保健健康課長に答弁をさせます。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

○保険健康課長 梶栗 恭輔君

お答えいたします。新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、ワクチンの供給量、供給時期が議員もご存じのとおり不透明な状況でございます。

町としましては、現在接種券の印刷については国の指示のもと3月下旬に65歳以上の方に発送できるよう準備を進めております。

また、ワクチンの接種につきましても日程や会場について町内の6医療機関の協力を得ながらワクチン接種体制を整えているところでございます。

住民の方へのワクチンに関する情報についてでございますが、町のホームページにおきまして特設のサイトを設けるよう現在準備を進めているところでございます。

またLINEやフェイスブックでも随時お知らせをしていきたいと考えております。

ワクチンの接種についてのお知らせのチラシも作成いたしまして文書での配布もするよう考えております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮議員

ちょっと先に正確な情報がどういうものであるかというのを知りたかったのですが、ちょっと重ねて言いますけど、コロナ対策分科会の尾身会長おられますけれども、参院の予算委員会の中で年内に人口の6割から7割がワクチン接種したとしても年内の終息は見込めないとし収束の定義として、さらに1年あるいはもう1年たち季節性インフルエンザのように、それほど不安感がなくなれば終息となるとの考えを披露しています。

多くの方がワクチン接種した場合のメリット、それから副反応などのデメリットなど正確な情報共有、疑問解消を迅速に行うための方策を行わなければなりません。

今、課長は答弁されました、SNSまたはチラシをつくるとは言っておりますけれども、国の方針がころころ変わったり、もういろいろ情報が変わったりとか、いうものがあります。

町民の中にもいろんな疑問点を持ってある方が。ワクチン接種を進める、町としては進めていきたいというふうに考えてあると思いますが、それならなおさらですね、正確な情報、メリット、デメリットを相談できる窓口だとか、SNSもそうでしょうし、それを使えない方に対しての情報はどうするのか。チラシだけでいいのか。そういったものも何か方策を考えていかないといけない。

先ほど言いましたように、国の方針だとかワクチンの供給が変わったりとか、いろいろ、情報が錯綜しているような状況でもありますからですね。それを迅速に正確に把握できる。そして、町民とともに共有できることが必要だろうというふうに思いますけども、もう一度方策について、答弁をお願いします。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

○保険健康課長 梶栗 恭輔君

住民の方の相談窓口でございますが、3月1日付で役場の中で兼務の辞令を出していただきまして、3月号の広報にも記載させていただいておりますが、保管健康課内に新型コロナウイルスワクチンの接種班という、班をつくっております。

現在、この班がうまく機能するため準備を進めているところでございますが、一応、臨時の電話回線を引きまして、今月中旬以降には相談窓口、住民の方の相談窓口、一般にいうコールセンターをつくっていこうと現在考えております。

正式に相談窓口の体制が整いましたら、改めまして先ほど申しましたように、チラシ等で住民の方へは周知、ホームページ等もしかりですが、周知をして相談体制ができるような体制をとりたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮議員

はい、わかりました。それでですねスケジュールの問題等ですけれども、先ほども課長も言われましたけども、このワクチンについて日本ではアメリカのファイザー社製のみが今のところ承認されているというような状況です。

ですが、2転3転して供給量、また時期ともに流動的な部分があります。

このため、1月の臨時会で接種券の補正予算組んだりとかいろいろされてありますけれども、そのときに予定していたスケジュールからは大分ずれ込んできているのじゃないだろうかというふうにも思っております。

優先順位についても、医療従事者の次が65歳以上の高齢者など、その次に一般町民16歳以上ですね、一般町民ということになってはいますが、先ほどの質問でもありましたが、町内でも障害者施設でクラスターが発生しております。

本当に密を避けられないといった福祉関連事従事者。こういった方も優先順位を上げる必要があるんじゃないだろうというふうにも思うわけです。

全町民が、接種し終わるまでのスケジュールについて今のところどういうふうにも組んであるのかというのを教えていただきたいと思います。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

○保険健康課長 梶栗 恭輔君

スケジュールについてでございますが、現在、今、宇田議員おっしゃいましたように医療従事者の優先接種が今月に入ってですね、始まっておりでございます。

まず医療従事者の接種につきましては、報道等でご承知のとおり2月17日より、全国各地で、まずは先行接種という形で始まっております。

その次に優先接種。医療従事者の優先接種につきましても、これは実施主体が都道府県でございますが、報道等では3月3日から接種が始まったというふうに言われております。

町民の方への接種につきましては65歳以上の方から接種をしていただくということになりますけれども、先ほど申しましたようにワクチンの供給量。それから、よってはですね限定的な接種になる可能性は否めないというふうに考えております。

国のほうからの情報では4月5日、12日それから26日の週にワクチンを都道府県に配分すると言われております。

この配分されたワクチンが福岡県のほうから、鞍手町のほうにどれだけ配分されるのか現段階では確認が出来ておりません。

26日の週には各市町村、1箱195バイアル、約千人分弱ぐらいのワクチンの量は入ってくるわけでございますが、それもまだ現在正式には県のほうから示されておりません。

それから福祉事業所の関連従事者等についてでございますが、65歳以上の高齢者の方が入所、居住されます社会福祉施設等の従事者については、高齢者と同時期の接種も自治体の判断でできるようになっております。

現在、高齢者の入所施設へ入所者それから従事者の方の接種についての意向調査を実施しておりまして、状況について現在、確認を行っているところでございます。

16歳以上の全町民の接種につきましては、報道等でも言われていますが、夏以降に始まればいいのかなどというふうに思っております。

今後ワクチンの供給状況を踏まえながら町といたしましても接種スケジュールの計画を立てていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮議員

65歳以上に関連して、その介護施設などの職員については、市町村の判断でできるというようなことでしょうか、それだけでは足りないと思うのですよね。

先ほど言いましたように、障害者施設でクラスターも発生していますし、ここには65歳未満の方、そして、そういった病気とかそういうものがない方もおられるわけで、そこをどうするのか。また学童、それから教員も含めてですね。やっぱり密を避けられないようなところは、やっぱり優先順位が上げてやるべきじゃないかというふうに思うわけですが、その点についてはどうですか。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

○保険健康課長 梶栗 恭輔君

ワクチンの優先接種につきましては、国のほうが示しております優先接種の順位に沿って、やはり町としましても接種については考えていかなければならないというふうには思っております。

宇田議員がおっしゃいますように、やはり集団感染クラスター等が発生する状況の確率が高いですね、施設等もありますけれども、現段階では国のほうから示されています質疑応答集の中では基本的には65歳以上の入所者等がおられ施設については、あわせて従事者の方も一緒に、自治体の判断で接種してもよろしいというふうなことが出ております。

64歳以下の方が集まれるような施設についてはですね、そういう自治体の判断でというような指針が出ておりませんので、現段階では、国の指示に従いまして町としては接種の体制を考えていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮議員

もちろんですね、ワクチン接種だけでコロナが終息するとは思っていませんし、先ほどの尾身会長の話でも、やっぱり2、3年かかるのではないだろうかというようなお話もあります。だとしたらですね、先ほどの質問でもありましたように、やっぱりその福祉関連、医療従事者、それから教員等も含めた定期的なPCR検査を町としてワクチンが行き渡るまでは、やるべきだというふうに考えます。質問事項には入っていませんけれども、この点について町長、答弁をお願いします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

先ほども答弁いたしましたように、PCR検査の必要性については認識をしているところですが、いつPCR検査をすることが有効なのかということについてもいろいろと考えるところもあります。と同時に財源についても、どう手当てをしていくかということもありますので、今のところについてはPCR検査を、今議員がご指摘の方たちについてのPCR検査については考えておりません。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮議員

これからの補助金もまだ使い道考えてないということでしたけども1億3千万ほど入ってくるというようなことでしたけど、それも含めてですね、ぜひ前向きに考えていただきたいと思います。

次に3番目の接種希望者の把握はというところなのですが、イギリス大学インペリアルカレッジロンドンというところが今月5日に発表した国際比較調査では日本人のワ

クチン接種希望者は、昨年11月時点では39%でしたけれども、2月の調査では48%に上昇したという報告があります。

一方で副反応を懸念する日本人の割合は61%と世界で最も高くなっています。

この大学の教授は国民の懸念の理由を理解し対応するための戦略を練ることが重要だと指摘しています。

町民の接種希望者、先ほど意向調査しているというようなお話もありましたけれども、接種希望者はどのくらいおられるのか。ためらっている方の理由は何なのかを把握する必要があるのではないかと考えますけれども、答弁をお願いします。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

○保険健康課長 梶栗 恭輔君

接種の希望者につきましては、接種券を発送して必ずこれはご本人同意なりが要りますので、ご本人が打ちたいというようなことになったら接種の予約を新型コロナウイルスワクチン接種班の窓口及び専用電話において受付をするということで考えておりますので、事前に希望調査をするところは現段階では考えてはおりません。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮議員

特に65歳以上の高齢者とかは、子どもさんとかだとかに、どうしようかってよく相談されると思います。または仲間うち等でどうしたらいいやろかと。

なかなか正確な情報、それからメリットデメリットの判断をどうつけるのかというのが難しいような状況でもあります。

日本全体では、2月時点で接種希望者が大体48%というような状況で、そのまま持ってくるならば、鞍手町民の半分しか接種を希望しないということにもなるわけですから、やっぱり意向を、意向と先ほど言いました、そのためらう理由についてやっぱり把握するべきだろうと、全町民に対してそれは把握するべきだろうと思うわけですが。

それをするつもりがないじゃなくて、やらないといけないと思いますけど。もう一度答弁をお願いします。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

○保険健康課長 梶栗 恭輔君

確かに宇田川議員がおっしゃいますように65歳以上の方等は、やはりワクチンを接種することに対する副反応についてやっぱり不安がということは、町内の医療機関の先生方と意見交換をする上でやはりお話は伺っております。

ただ、報道等でもご承知だと思いますが、やっぱり副反応が出る確率についてはかなり低い。最近ではアナフィラキシーショックが出た方がお2人程度出たというふうに私も報道

等で存じ上げておりますが、もともと基礎疾患等がある方については事前にやはりかかりつけのお医者さんにご相談をさせていただくなどですね、そういった方法等で自分自身がワクチンを接種していいのかどうかというようなところも、かかりつけのお医者さん並びにやはり、先ほど申しましたように相談窓口を3月中旬以降設置いたしますので、体制を整えますので、その方にも事前にご相談をいただいてということをお願いしたいというふうに思います。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮議員

先ほど、町内の6医療機関が接種場所となって、その先生方が対応されるということでしたけれども、先生方自身はどういうふうに考えてあるのですか。やっぱりワクチン接種を促したほうがいいのか。やっぱり、かかりつけ医の言うことは患者としては、ああそうなんだなというふうに納得しやすいんですね。

65歳以上の基礎疾患のない方のほうが難しいのではないのでしょうか、探したら。ほとんどが基礎疾患あると思いますよ。

そして、2例しかまだ症例が出てまいせんけれども、アナフィラキシーショックがあった方も出ています。しかも30代の女性っていうふうに聞いたら、やっぱり高齢者の方を物すごく不安になるのではないだろうかというふうに思いますけれども、それぞれの医療機関の先生がたはどのように考えてあるのでしょうか。把握してれば教えてください。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

○保険健康課長 梶栗 恭輔君

6医療機関の各先生方も様々なご意見でございます。

先ほど申しましたように医療従事者の優先接種が町内の医療機関の方にもそろそろ始まるわけでございますが、先生方の委員ではどの程度接種されるのでしょうかっていうふうなことも余談の中で伺いましたが、やはり6割から7割でございました。

先生方はやはり国が進めるこのワクチン接種について健康体の方であれば接種しても問題ないだろうというようなお話も伺えた先生もいらっしゃいます。

ただ、やはり宇田川議員もおっしゃいますように、基礎疾患、慢性の呼吸器の障害だとか、腎臓病とか血圧が高いとかそういった慢性の疾患等お持ちの方については、やはり重々気をつけていただいて接種に臨んでいただきたいとは考えております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮議員

なかなかいろいろ、調査っていうか研究も。研究とか症例自体もまだ日本では少ないような状況ですので、わからない点がたくさんあると思いますけどね。

そういったのも含めて、現在の町民がどういうふうにワクチン接種について考えてあるのかとか、それが今度接種を広げる上でも、それは肝になってくると思いますので、そこはぜひお願いしたいというふうに思います。

次に行きます。専任職員の配置についてです。

正確な情報共有やワクチン接種の管理それから副反応や相談の対応、こういったワクチン接種について様々な角度からの問題と大量の業務が求められるのではないかと思います。現在の部署と他の課からの応援では業務をこなさきれないというふうに思います。

先ほど課長はその班をつくってというようなお話もありましたけれども、ぜひ専任の職員を増やして、配置していただく。そういうことが必要じゃないだろうかというふうに思いますけれども、町長の答弁をお願いします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

先ほど担当の課長のほうからも少し述べましたけども、令和3年の3月1日付で鞍手町新型コロナウイルスワクチン接種班に従事する職員として保険健康課係長級職員3名、総務課係長級職員1名、地域振興課主事1名の計5名に兼務辞令を発令しております。

また国の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金を活用して会計年度任用職員の4名を配置することとしております。

専任の職員配置につきましては、限られた職員数の中で対応していかなければなりませんけども、令和3年4月1日付けの人事異動に合わせて町全体の人事配置の中で検討してまいりたいと思います。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮議員

兼務もありますけれども、会計年度諸任用職員を4名配置するという。これは新たにということで理解してよろしいでしょうか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

4名を配置して電話相談等に当たっていただきたいというふうに考えております。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮議員

もうひとつですね、例えば、今、PCR検査で陽性になった感染者について、その人権を守って云々という話は、町長のラインでも町のホームページでもきちっと書かれてありますけども、今後ですね、ワクチン接種した人としらない人でそういった問題が出てくるのじゃ

ないかということも懸念されるのですよね。何であんたせんとねみたいなの、そういうことも出てくるんじゃないだろうかというふうに思いますけど、そういったものも配慮しつつ、個人情報もですね、しっかりと守っていかないといけないというふうに思うわけですが、この中で、このワクチン班の中でそういったものをちょっと、共有していただきたいというふうに思いますけども、その点についてどうでしょうか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

この新型コロナの感染によりまして、人権の配慮がたらない、差別事象というのが各地で起こっているというようなことは報道等でも、また聞いておりますし、人権等についての配慮はしてもし足りないぐらいに私は配慮すべきというふうにも考えております。

ただ、今度はワクチンの接種をしたか、してないかについてのどういうふうな形での人権侵害が起こるかかどうかというのは、なかなか今のところ想定はしておりませんが、これにつきましても議員が懸念されるような事態にならないように、十分啓発等を行っていきたいというふうに思います。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮議員

ワクチンの接種もまだ始まっていませんけども、その事前のいろんなことをちょっと考えてやらないといけませんので、ぜひ、そういったこと、重々、頭に念頭に入れてやっていただきたいというふうに思います。

次に行きます。次に子ども医療費無料化の拡充についてについてお尋ねをいたします。

県は、子ども医療費の助成対象を上げますけれども、これにより町の負担額が軽減されることとなります。

そこでお尋ねしますが、町の負担額がどのくらい減るのかお答えください。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

この件につきましては保健健康課長に答弁をさせます。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

○保険健康課長 梶栗 恭輔君

お答えいたします。子ども医療費につきましては、高校生世代まで無償化を拡大した場合、町の負担額は令和2年2月診療分から令和3年1月診療分までで試算しました結果、約917万円の増額が見込まれます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮議員

これ、補正予算でも出ていましたけれども、子ども医療費自体がですね、コロナの関連もあるかもしれませんが、今年度、大幅に減っていますよね。これについて理由とかいうのがわかりますか、主な理由。じゃなくて予算を多く見積もって、従来必要な額が少ないのか。とすれば、もしそうすれば、負担増になる部分も減るのじゃないだろうかというふうに思いますけども、それについて答弁をお願いします。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

○保険健康課長 梶栗 恭輔君

今年度の医療費につきましては宇田川議員がおっしゃいますように、かなりの軽減になっております。課内で話ししました結果でございますが、やはり、一般に言われる受診控えというのが大幅な原因といたしますか、要因ではないだろうかというふうには考えております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮議員

はい、それで町長ですね、以前も私この質問させていただいたことあるのですけれども、このときに、ほかにも、県内で高校卒業まで無料化しているところありますよというようなお知らせしたときに、鞍手町においては他の市町村に比べて意外と先進的なところ走っていますというようなお話をされていたと思うのですけれども。しかしですね北九州市、来年の1月から高校卒業まで医療費無料化しますということになっております。そうすれば遅れをとるようになることになりましてけれども、早急に高校卒業までの子ども医療費の無料化を拡充すべきだというふうに思いますけれども、町長の前向きな答弁をお願いします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

今議員が指摘されました北九州市の高校生までの医療無料化につきましては、私のほうでは情報等がありませんでした。承知はしておりませんが、繰り返しの答弁になるかとも思います。以前からも宇田川議員につきましては質問を、西藤議員とともにですねいただいているところであります。もう一度、繰り返しになりますけども窓口負担を設けてない市町村につきましてはですね、令和3年4月1日、今年度の4月1日以降ですが60市町村の中で16市町村のみになります。

対象年齢を18歳まで拡大している市町村は5市町ありますけども、全てにおいて小学生以上の医療費の自己負担があるということです。

北九州市はどのようにして完全無料化なのかというような一部負担があるのか

ていうのは承知をしておりますけれども、5市町ある中では小学生以上に医療費の自己負担があるということです。

本町が実施しております子ども医療費の無料化につきましては、厳しい財政状況の中で完全な無償化に取り組んでおります。

高校生世代まで拡大しますと、先ほどありましたように、917万円ほどの増額ということを見込まざるを得ません。

現時点で子ども医療費の対象者を高校生世代まで、拡大することについては、なかなか財政上も厳しい中ですので難しいというふうに考えております。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮議員

町長えらくその完全な無償化っていうのを強調されますけれども、無償化っていうのは普通は自己負担ないことを無償化っていうのですよ。自己負担のあることを無償化と本当は言わないんですよ。助成という話です。鞍手町は町長が言われましたように完全無償化です。これこそ、子ども医療費の無料化です。それを福岡県が中学校卒業まで無料化したと一部自己負担ありますけれども、そういうことであるならですね、この917万円増というのも私は恐らく予算の段階ですから、多分、上限っていいですか多く見積もってこのぐらいだろうということだろうと思うのですよ。それは町長の算定次第ですけれども。

しかしですね、以前にも子ども医療費の無料化の意義についても申しましたけれども、高校卒業まで無料化した場合に、例えば普通の医療機関かかるだけじゃなく歯医者さんとかも無料化にすることによってかかりやすくなるとすれば、後からの医療費も抑えられるというような調査結果も出ているわけですから。それともう一つ子どもを大切にす町長ですから、子どもの医療費を無料化しますということを、ぜひ完全無料化で早急にやっていただきたい。北九州市より先にやっていただきたい。北九州市は自己負担あります。実はですね。ありますけども、自己負担なしの完全無料化を鞍手町が先に高校生卒業までやるんだということを、ぜひ考えていただきたいと思っておりますけどもう一度答弁お願いします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

先ほど宇田議員から歯医者さんの話がありましたが、無料化、または無償化の際に子どもさんにとっては虫歯を治療したいんだということで、それはそれなりに意義があるというふうにも思います。しかしながら、私が聞いた歯医者さんのお話では無料化無償化のときには治療に来るが有償になった途端に治療に来なくなっかって悪くなるというような話を聞いたことがあります。

これは歯医者さんの場合ですけども、診療報酬につきましては、その年その年で当然医療費がかかるとき、またコロナの関係で恐らくは、受診抑制がかかって少なくなるというよう

なこともあると思います。

なかなか状況によって医療費っていうのは一概に多い少ない、多い年少ない年というふうなことがあって言えないところもありますけども、宇田川議員が言われる高校生までの医療費の完全無償化っていう意義については、十二分に私も承知をしているところでありますけども、財源等のことから考えますと、今のところ鞍手町の財政状況を考えればなかなか難しい状況にあるというのが正直なところですよ。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮議員

異議は十分に理解されておいて、財政状況言われたらですね何も出来ませんよ。どうやったらできるのかっていうのをぜひ考えていただきたいと思います。

高校卒業までの子ども無償化、約1000万円予算ではかかると、負担増になると言われていますけれども、そこをねん出するのは町長でありますし、優先順位がどの辺にあるのかというのをぜひ考えていただいて、前向きに早急にやっていただきたいということを申し、て質問を終わります。

○議長 星 正彦君

以上で、宇田川議員の質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。

休憩 午後2時11分

再開 午後2時25分

○議長 星 正彦君

会議を再開します。

引き続き一般質問を行います。

8番議員、有働徳仁議員の質問を許可します。

有働議員。

○8番 有働 徳仁君

8番。通告書に従って一般質問を行います。

今回は私が議員に就任以来、その取扱いに注目している町所有施設の現状とその取扱いおよび多くの町民が期待している新庁舎建設の状況等について一般質問します。

鞍手町が所有する施設について4点ほどお伺いします。

まず、大谷自然公園のことについてお伺いします。

前回の12月議会でも一般質問されましたが、大谷自然公園は都市公園として最低限度の維持管理を行い利用されており、キャンプ場は上下水道整備の故障などにより現在、運営を中止していると伺いました。

キャンプ場運営再開するには多額の施設改修費が予想されることや、再開後にも通常運営費として指定管理料が別途必要となることから、元どおりの運営は困難という回答でし

たが、町長が就任後、売却や賃貸などの申出がなかったかお尋ねします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

売却や賃貸などの申出については建設課長に答弁させます。

○議長 星 正彦君

建設課長。

○建設課長 松永 憲昌君

お答えします。売却についての申出や相談はあっておりません。賃貸につきましてはキャンプサイトやバンガローを改修して、開園出来ないかなどの相談で現地視察にこられた方がいましたが、正式な賃貸の相談はあっておりません。以上です。

○議長 星 正彦君

有働議員。

○8番 有働 徳仁君

売却や賃貸などの申出がなかった場合は、売却または賃貸ができるのでしょうか。お答えください。

○議長 星 正彦君

建設課長。

○建設課長 松永 憲昌君

お答えします。大谷自然公園の一部は個人所有者3名の土地を借地しており、契約上、土地の又貸しは出来ないことになっていますので、売却や賃貸契約を締結することは出来ません。このため、キャンプ場の運営については、役場の直営か指定管理者制度で運営するしかありません。以上です。

○議長 星 正彦君

有働議員。

○8番 有働 徳仁君

わかりました。キャンプ場の運営については、大変ですね、いろいろな話を聞かせていただきましたが、大変難しい問題ですが、鞍手町の大切な財産です。

町の財政負担を抑えたよい活用方法を考えていただきたいと思います。

次に参ります。

次に、旧鞍手北中学校の跡地利用計画についてお伺いします。

現在、旧鞍手北中学校については、高校の部活で使用されていると思いますが、どのようにして決定されたのか。また、現状はどのような賃貸貸となっているのかお答えください。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

経緯と現状については総務課長から答弁させます。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

お答えします。旧鞍手南中学校及び旧鞍手北中学校が統合し、平成27年度より鞍手中学校となりましたが、町の附属機関である鞍手町立中学校跡地等利用検討委員会におきまして、平成26年8月より旧両校の跡地利用の検討がなされました。

検討委員会から提案及び広報、ホームページによる公募により20件を超える利用提案の中から、校舎等に係る補助金返還などの財政負担を伴わない実現可能な案として旧両中学校のグラウンド等を学校法人に有償貸与することとなりました。

旧北中学校につきましては運動場及びテニスコートを学校法人折尾愛心学園に。また、旧南中学校につきましては運動場を学校法人福原学園に現在も1年更新で賃貸しています。以上です。

○議長 星 正彦君

有働議員。

○8番 有働 徳仁君

校舎については賃貸貸がされてないと思いますが、建物の今後の取扱いについて何か方針や検討しているものがあれば教えてください。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

まず公有財産の使用については、公共利用などの特別な目的以外は有償とする必要があります。

そして有償するとすれば、これまでに投入した補助金の返還が生じることから、前日の検討委員会においても、耐震補強の補助金が残る校舎については、今後も検討を続けていくこととなっております。

旧南中学校の校舎についてはご承知のとおり国の地方創生推進交付金の採択を受け鞍手学園として活用されていますが、ご質問の旧鞍手北中学校の校舎については検討が進んでいないのが現状であります。

○議長 星 正彦君

有働議員。

○8番 有働 徳仁君

検討が進んでないということですが、校舎のみならず、町の保有する公共施設は今後耐用年数を迎える施設がふえてくると思います。

跡地の利用活動を考える上で、校舎の売却の考えは持っていますか。お答えください。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

旧北中学校の校舎の利活用については、私としても懸案事項の一つであります。

旧北中学校の校舎はグラウンドとテニスコートに挟まれた配置であり、賃貸または売却した場合に利用内容にもよりますが、高校生の利用と交錯する状況が生じていることが想定されることから、校舎単体での売却等を検討することが非常に難しい状況です。

現実的かつ一体的な利活用提案が出てくるまでは、しばらくは現状を維持することになると考えています。

○議長 星 正彦君

有働議員。

○8番 有働 徳仁君

わかりました。次にいきます。

鞍手町文化体育総合施設、各施設の維持管理の考えについてお伺いします。

鞍手町文化体育総合施設、各施設の維持管理のことについて、まず、現状の維持費、管理費について教えてください。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

この件につきましては教育課長に答弁させます。

○議長 星 正彦君

教育課長。

○教育課長 古後 憲浩君

お答えいたします。文化体育総合施設は建設順で言いますと、武道館が1980年、中央公民館が1981年、町民グラウンドが1982年、体育館が1982年、弓道場が1983年、博物館が1985年、テニスコートが1986年に建設されています。

平成31年度から平成29年度までの3か年の維持管理費について説明いたします。

平成31年度は、主に中央公民館の外壁、LED照明、空調設備等改修工事で総額約2億1,365万円。グラウンドの防球ネット工事2千百万円を含めまして、合計で約2億3,761万円でございます。

平成30年度は、主にグラウンド、体育館、テニス場の照明のLED改修工事を含めまして、合計が約7,399万円でございます。

平成29年度は、武道館の消防施設54万円、グラウンドの街灯48万円、公民館の街灯15万円、雨漏り9万円を含めまして、合計で約2,125万円でございます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

有働議員。

○8番 有働 徳仁君

各施設の利用状況と収入状況についてどうなっていますか、お答えください。

○議長 星 正彦君

教育課長。

○教育課長 古後 憲浩君

令和元年度から平成29年度までの3か年についてご説明いたします。

令和3年度は全体で8万9,603人です。内訳は武道館4,207人、グラウンド1万8,524人、体育館2万5,940人、弓道場970人、テニス場6,337人、中央公民館3万3,625人です。平成30年度は全体で12万1,271人です。武道館1万2,640人。グラウンド2万3,636人。体育館3万6,495人。弓道場1,375人、テニス場5,664人、中央公民館4万1,461人です。平成29年度は全体で13万7,658人です。武道館4,578人、グラウンド1万7,457人。体育館5万1,324人。弓道場1,111人、テニス場6,389人、中央公民館5万6,799人です。

また、収入状況では令和元年度決算で申しますと、武道館が26万5千円。町民グラウンドが42万3千円。体育館が214万6千円。弓道場が13万4千円。テニス場が127万6千円。中央公民館が70万6千円。施設合計が495万円になっております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

有働議員。

○8番 有働 徳仁君

ただいま伺った状況ですと、収入に対して各施設の維持管理費に多額の費用を要していると思います。また今後、施設は老朽化が進む状況がありますが、現状のまま運営するのでしょうか。町としての考えがあれば教えてください。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

各施設につきましては皆さんで大切に利用していただき、今後は必要に応じて改修工事を行いながら運営していく考えであります。

○議長 星 正彦君

有働議員。

○8番 有働 徳仁君

新庁舎が新しく建設されますが、それに伴い、体育施設を一元化するような計画はありませんでしょうか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

各体育施設につきましては、更新の時期を見て改修工事を行いながら、利用していただくことになると考えております。そのため現在のところ議員ご指摘の計画はございません。

○議長 星 正彦君

有働議員。

○8番 有働 徳仁君

前向きなご検討いただければと思います。

四つ目ですね、くらの郷のことについてお伺いします。

くらの郷の施設利用方針。旧福祉棟は現在、民間の事業者が借りられていると思いますが、今後も継続されるお考えでしょうか。お答えください。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

総合福祉センターの旧福祉等については、平成30年4月に行政財産から普通財産に移管し、同年5月より鞍手ブロックチェーン株式会社へ有償貸付けを行っていましたが、コロナの影響等もあり、双方の協議によりまして、本年2月末をもって賃貸借契約を解除しております。以上です。

○議長 星 正彦君

有働議員。

○8番 有働 徳仁君

本年2月をもって賃貸借契約を解除していると今言われました。

旧福祉等の賃貸借契約を解除されたとのことですが、今後はどのように活用されていくか予定などがあれば教えてください。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

当該施設の今後につきましては、大広間やロビーなどのエリアは、本年4月から当分の間、西川古月学童なかよしクラブのコロナ対策として、分散保育に使用する予定です。

また厨房などのエリアは、新庁舎建設により解体となる陶芸教室等の借移転場所とする予定です。以上です。

○議長 星 正彦君

有働議員。

○8番 有働 徳仁君

旧福祉等の当面の使用予定はわかりました。

新庁舎建設後には、その機能を新庁舎に集約されますが、経年劣化も出ているくらの郷の施設全体の利用方法についてお考えがあれば教えてください。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

総合福祉センターの施設全体については、旧福祉棟及び管理棟が平成11年に、保健棟及び勤労者ふれあい棟が平成12年に完成し、建築後20年以上が経過しています。

町有財産としては比較的新しい施設ではあるものの、議員の言われるとおり屋根外壁や空調施設設備など経年劣化による不良も見られます。

総合福祉センターの保健福祉機能を新庁舎に集約することから、その後の施設利活用については直営民間への賃貸または売却など様々な方法が考えられますが、まだ具体的な方策は決まっておりません。

町長就任当初からの私の考え方として、総合福祉センターの施設を高齢者等の憩いの場として存続させたいこと。また昨今の自然災害の脅威を鑑みれば、地理的に避難所として必要な施設であるということは、これまでもお話をさせていただく機会があったかと思いません。

しかしながら新庁舎建設は、令和6年1月の開庁を目指して進めていますので令和6年からの当該施設の利活用については今後検討を進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長 星 正彦君

有働議員。

○8番 有働 徳仁君

令和6年度からの利活用に向けて、今後検討を進められるとのことですが、現在の施設全体の維持管理費はどうなっているのか教えてください。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博

維持管理については総務課長より答弁をさせます。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

現在、指定管理者として社会福祉協議会が旧福祉等を除く施設全体を管理しておりますが、直近の令和元年度の指定管理料を含む支出総額は5、385万6、164円。使用料等の収入総額は1、126万7、187円であり、差引き4、258万8、977円が一般財源となっています。

なお、お答えしました数値につきましては指定管理料の返還金を収入に含んでおり、本来、翌年度の収入となりますが、実質的な年度の収支を見るため当該年度の収入扱いとしてお答えいたしましたので、決算数字とは若干異なることを申し添えさせていただきます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

有働議員。

○8番 有働 徳仁君

現状42百万円を超える維持費がかかっているということで、利活用の内容にもよると思いますが、施設を維持していこうとするならば、今後も、相当な財政負担が必要になると考えられます。

今後もくまじの郷の施設全体を町が直営で運営されるのかどうか検討の方向性として町長のお考えがあれば教えてください。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博

検討の方向性としての私の考え方ということですが、総合福祉センターの施設を町民の皆さん、特に高齢者、子どもたちの憩いの場として、また、災害発生時には避難所として利用できるように施設として存続させたいということは、さきにお答えしたとおりでありますし、そのことが実現できるのであれば、町直営であることにこだわりはありませんので、官民を問わず、最適な利活用方法を模索していきたいと考えております。

○議長 星 正彦君

有働議員。

○8番 有働 徳仁君

こちらも前向きなご検討いただけたらと思います。

次に、質問事項二つ目にいきます。

新庁舎の建設についてお伺いします。

町のホームページで基本設計説明書を拝見しました。

外観パースや鳥瞰パースでは見違えるような立派な施設や環境となっておりますが、基本計画のときよりも概算事業費が増加しているように思われます。

まず、事業費の内訳をして教えてください。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博

現段階における事業費については総務課長から答弁をさせます。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

現在、パブリックコメントを実施しております基本設計説明書案に掲載しておりますが、基本設計における庁舎等建設に係る概算工事費として35億6、172万5千円を計上しています。

内訳としましては、建築地内の石炭資料展示場、埋蔵文化財収蔵庫、総合プールなどの既存施設の解体工事に2億5、348万4千円。

次に、庁舎エリアと中央公民館側エリアの造成工事に2億円。

それから庁舎本体のほか、多目的ホールや母子指導室などの保健福祉機能、ZEB化に伴う環境設備、車庫棟を含めた建築工事に27億3、515万8千円。

最後に防災子ども広場整備や、駐車場整備を含む外構工事に3億7、308万3千円となっております。

また、今申し上げました概算工事費のほかに基本計画の策定費用や基本設計実施設計業務、建築地内の開発行為や建築確認申請にかかる費用など、調査、設計費として3億6、532万4千円。

また、小牧墓所移転や民有地取得などの用地準備、新くらて病院周辺を含む本町今村線の拡幅などの周辺道路整備、中央公民館の外装内装やトイレの大規模改修、石炭資料展示場と埋蔵文化財収蔵庫の代替施設である博物館別館建設費用などを、その他の関連事業として13億9、425万7千円を計上しており、それらの合計53億2、130万6千円が概算事業費としております。以上分でございます。

○議長 星 正彦君

有働議員。

○8番 有働 徳仁君

基本計画改訂版では概算事業費が約44億であったと思いますが、その増加した要因を教えてください。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

基本計画改訂版での総事業費は44億2、954万5千円と見込んでおり、比較をしますと、8億9、176万1千円が増額となっております。

細かな比較では増減がありますが、増額の主な要因といたしましては、開発範囲を博物館周辺まで拡大させたことに伴う調査費用や外構工事などの増加などにより約1億5千万円の増。庁舎本体の建築工事が現段階で約2億1千万円の増。Nearly ZEB化に伴う費用が約3億5千万円増。解体工事におけるアスベスト処理費用の増加により約5千万円の増。中央公民館の大規模改修が約6千万円の増。周辺道路整備が約8千万円の増となっております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

有働議員。

○8番 有働 徳仁君

基本計画段階では見込んでいなかった費用もあると思いますが、かなりの金額が増加しています。鞍手町の庁舎として、この事業費が適切かどうかは判断出来ませんが、事業費の

増加を危惧しています。

そこで次の質問に移りますが、新庁舎になった場合のランニングコストを教えてください。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博

ランニングコストについては総務課長より答弁させます。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

企画、設計から建設までの初期建設費がイニシャルコストで、その後の法令点検、保守、修繕、光熱費などの運営管理から解体処分までの費用がランニングコストとなります。

設備等の採用が確定していない基本設計段階では、精密なコストを算出することは困難な状況でありまして、具体的なランニングコストにつきましては、実施設計の段階においてお示しできると考えております。

参考として、同面積の一般的な新造庁舎を例に簡易的に試算しましたが、使用年数を60年で設定した場合、1年当たり約85百万円のコストがかかる結果となっており、ZEB化の設備がある本庁舎の場合、コストは多少増加するものと想定しております。

○議長 星 正彦君

有働議員。

○8番 有働 徳仁君

具体的なランニングコストにつきましては、わかり次第特別委員会でお知らせいただければと思いますが、現在の庁舎のランニングコストはどのような状況ですか。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

現在の庁舎管理費の過去3か年、平成29年度から令和元年度までの支出額の平均は2,631万1千円となっております。

○議長 星 正彦君

有働議員。

○8番 有働 徳仁君

維持費が3倍から4倍になると考えると、そこまでお金をかける必要があるのかと個人的には思いますが、町として何か考えがあればお答えください。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

先ほど参考としてお示したものは、あくまで一般的な標準的な庁舎を、当町と同面積で建設した場合に、60年後までにかかるコストを簡易的に試算したもので、仮に、20億で新庁舎を建設しても30億で建設しても、適切な予防保全を行う場合は、コストは大きく変わるものではなく、近年建設されている庁舎ではどの団体であろうとも、同様のコストがかかるということは想定しております。

現在の庁舎でも適切な予防保全を行うこととすれば、そのコストは試算と同じような金額となりますので、保全をしておらず維持費がほとんどかかっていない現状とは比較とはならないのではないかとこのように考えております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博

事業費やランニングコストについての議員のご指摘は、私としても重々承知をしているところであります。

庁舎に限らず、これから建設する施設は税金を投入してつくる、住民の皆さんの貴重な財産でありますので、イニシャルコストを下げることはもちろんですが、一方でしっかりとした予防保全を行い、後世に引き継いでいくことも重要であると考えています。

また基本計画段階では見込んでいなかった費用があり、総事業費が増加していることに關しましては、行政の長として申し訳なく思っております。

今後も実施設計に移行しますが、これまでも増して精査を行い、町の実質的な負担を1円でも多く減らせるように努力してまいりたいと考えております。以上です。

○議長 星 正彦君

有働議員。

○8番 有働 徳仁君

言われることは理解出来ますが、後世に負担を残すことのない事業としていただきたいと思えます。

事業費については、今後も定期的に質問させていただきたいと思えます。

これで私の一般質問を終わりたいと思えます。

○議長 星 正彦君

以上で、有働徳仁議員の質問を終了します。

これで全ての一般質問は終わりました。

この際、休会についてお諮りします。

明日9日を休会としたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

ご異議なしと認めます。

よって明日9日を休会とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 14時56分

令和3年鞍手町議会第2回定例会会議録（第3号）						
令和3年3月10日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議				議 長	
	令和3年3月10日 午後1時00分				星 正 彦	
	閉 会 開 議				議 長	
	令和3年3月10日 午後2時31分				星 正 彦	
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	添 田 政 勝	出 欠	1 1	西 藤 典 子	出 欠
	2	野 口 美 恵 子	出 欠	1 2	的 野 信 之	出 欠
	3	田 中 二 三 輝	出 欠	1 3	須 山 由 紀 生	出 欠
	4	宇 田 川 亮	出 欠			
	5	新 谷 留 晴	出 欠			
	6	篠 原 哲 哉	出 欠			
	7	星 正 彦	出 欠			
	8	有 働 徳 仁	出 欠			
	9	栗 田 美 和	出 欠			
10	許 斐 英 幸	出 欠				
出席 13人 欠席 0人 欠員 0人						
会議録署名 員	10	許 斐 英 幸		11	西 藤 典 子	

職 務	議会議務 局長	武 谷 朋 視	出 欠	議会議務 局次長	長 浦 良	出 欠
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名	町 長	岡 崎 邦 博	出 欠	会計課長	櫻 井 順 子	出 欠
	教育長	栗 田 ゆかり	出 欠	建設課長	松 永 憲 昌	出 欠
	総務課長	三 戸 公 則	出 欠	政策推進 課 長	藤 原 光 徳	出 欠
	福祉人権 課 長	石 井 通 稔	出 欠	地域振興 課 長	立 石 一 夫	出 欠
	税務住民 課 長	梶 栗 恭 輔	出 欠	上下水道 課 長	原 敏 勝	出 欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事務局長	筒 井 英 和	出 欠	教育課長	古 後 憲 浩	出 欠
	保険健康 課 長	芝 野 英 和	出 欠			
議 事 日 程	別 紙 の と お り					
付 議 事 件	別 紙 の と お り					
会 議 経 過	別 紙 の と お り					

令和3年第2回鞍手町議会定例会議事日程

3月10日 午後1時開議

第3号

- 日程第1 議案第4号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例
- 日程第2 議案第5号 鞍手町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第3 議案第6号 鞍手町特別職職員退職手当支給条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第7号 鞍手町一般職職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第8号 鞍手町財政調整基金条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第9号 鞍手町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第10号 鞍手町道路構造の基準に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第11号 鞍手町体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第12号 鞍手町日雇労働被保険者の失業保険金の立替金基金条例を廃止する条例
- 日程第10 議案第13号 鞍手町九州縦貫自動車道横断構造物内照明の維持管理費引当基金条例を廃止する条例
- 日程第11 議案第14号 鞍手町ふるさとづくり事業引当基金条例を廃止する条例
- 日程第12 議案第15号 鞍手町地域福祉基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例
- 日程第13 議案第16号 鞍手町土地開発基金条例を廃止する条例
- 日程第14 議案第17号 鞍手町中山間ふるさと・水と土保全基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例
- 日程第15 議案第18号 令和2年度鞍手町一般会計補正予算（第9号）
- 日程第16 議案第19号 令和2年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第17 議案第20号 令和2年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第18 議案第21号 令和2年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第19 議案第22号 令和2年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計補正予算（第1号）
- 日程第20 議案第23号 令和3年度鞍手町一般会計予算
- 日程第21 議案第24号 令和3年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第22 議案第25号 令和3年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第23 議案第26号 令和3年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算
- 日程第24 議案第27号 令和3年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算
- 日程第25 議案第28号 令和3年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計予算
- 日程第26 議案第29号 令和3年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計予算
- 日程第27 議案第30号 令和3年度鞍手町水道事業会計予算
- 日程第28 議案第31号 令和3年度鞍手町下水道事業会計予算
- 日程第29 議案第32号 地方独立行政法人くらて病院 第3期中期計画

令和3年3月10日（第3日）

開議 13時00分

○議長 星 正彦君

これから、本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 議案第4号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例案を議題とします。

質疑ありませんか。

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

町長の施政方針の中に、このことを触れられてありますけれども、鞍手中学校が統合してから6年経って、今小学校を統合するというその議論に入るべきじゃないかと。そういうふうに判断したということですが、教育委員の皆様の考えと一致したところがございますということですが、教育委員会の中でそういう話があったのでしょうか。

○議長 星 正彦君

教育課長。

○教育課長 古後 憲浩君

今、宇田川議員が質問されたことについてお答えいたしたいと思います。

具体的には令和2年の11月27日の第1回鞍手町総合会議の中で、教育委員の皆さんから子供の将来を考えますと、これから社会に出ていく社会人を養うという意味では、いろいろな人々の中で触れ合いながら、丹精を養っていくというのは大切ではないかという意見。また、子供の個性を育て、自立した精神を養うことがとても大切であるという意見が出されました。

また、本町の学校の状況を見ますと、建物の老朽化や今後児童数が減少していく傾向があるということなど、学校の教育環境を考えますと小学校の在り方を検討する時期に来ているという意見が出された次第でございます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

この在り方検討委員会の委員をどういう構成でやるのか、そして以前、西川小学校と室木小学校の統合を検討されたときに、地域の方も一緒にその中に入ってあったと思います。で、やっぱりその地域にある学校としてですね、その地域で子供たちを育てようという考えもですね、尊重されて、結局は統合には至りませんでしたけれども、こういったことも勘案してですね、今度検討委員会の委員も含めて、どういう委員にされるのか、中身についてどうされるのかというのを教えてください。

○議長 星 正彦君

教育課長。

○教育課長 古後 憲浩君

検討委員のメンバーについては、15名以内ということを考えております。

構成につきましては、保護者の代表者、学校関係者、地域の方々また学識者を考えております。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

それぞれ6小学校あってですね、それぞれの地域の方、それからPTA等、いろんな考え方があると思うんですよ。地域の実情もあると思います。で、その一緒くたにですね、6校を統合するための委員として15名としたら、それぞれの地域からもうそれは出ないんじゃないですか。それぞれ網羅されるようなことにはならないんじゃないだろうかというふうに思うわけですけども。

もう3回目ですので、それについてと、もう一つは複式学級も経験しないといけないということもありましたけども、少人数では少人数のものすごくいいメリットというものもあるわけです。

統合を考えるにあたりですね、やっぱりそういったメリットを中に入れていくと。

ですから、少人数学級を推進するということも含めて、ぜひ検討するなら考えていただきたいというふうに思いますが。もう一度お願いします。

○議長 星 正彦君

教育課長。

○教育課長 古後 憲浩君

今、宇田川議員がおっしゃいましたように、少人数のメリット当然あると思います。今後につきましては、検討委員会結成された中で、いろいろな可能性を探りながら、本来あるべき小学校の在り方について検討をまずしていただくということになると思います。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

新谷議員。

○5番 新谷 留晴君

先ほど宇田川議員の質問の中で、過去に検討された経緯があるかないかということをおっしゃって今課長はあったということなんですが、私は先日一般質問させてもらう時にですね、各6小学校それから中学校、校長並びに教頭に全部尋ねました。過去に、この統合とかそういった問題について、議題が出たかということでお聞きしたところ、過去にはないと言われました。だから今言われることがちょっと食い違いがあるんですけども、統合とか一貫校の話が出てないというふうに聞いております。

○議長 星 正彦君

教育課長。

○教育課長 古後 憲浩君

新谷議員の今の質問についてお答えしますが、私が先ほど説明いたしましたのは教育委員会の教育

委員さんの集まりの中で、今後のことについてお話をしたということで、学校長を交えてということではございませんので、すいません説明不足で申し訳ございませんでした。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

添田議員。

○1番 添田 政勝君

この検討委員会ですけれども、自由な発想での検討委員会であるというふうに理解していますが、町が統廃合ありきを誘導して、目的を達成するためのものではないということを確認しておきたいんですが、どうですか。

○議長 星 正彦君

教育課長。

○教育課長 古後 憲浩君

添田議員の質問につきましてお答えいたします。

当然、検討委員会ですので、今の小学校の現状について、また様々な状況について、他の地域の学校の統合等、またそのまま行われている学校等についていろいろ調査を行います。その上で、鞍手町に合った学校の将来の在り方はどうかというのを、検討させていただくということでもありますので、ご心配されているような在り方ありきということで検討していくことではございませんので、よろしくご理解ください。以上でございます。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

田中議員。

○3番 田中 二三輝君

3番。まず、今現在、統廃合等というのは、先ほどの答弁等から思慮すると、教育委員会でその話題は出ているけども、父兄並びにPTAの方々、そういった方々からのお話というのは出てないというふうな理解でよろしいですか。

○議長 星 正彦君

教育課長。

○教育課長 古後 憲浩君

今、田中議員のご質問は、PTA代表の方とか保護者の方からの統合等、学校の在り方についてのご意見出てないかというご質問でよろしいでしょうか。

これにつきましては、昨年度保護者の方が作られたアンケートというのを、各小学校のPTA皆さんにお配りして、それを集計しております。その中では、様々な意見が出ております。このままのほうがいいんじゃないかと。小規模校がいいんじゃないかというご意見もありますし、また、統合したほうがいいんじゃないかと。様々な意見は、アンケートの中で書かれております。またその意見を参考にしながら、また来年度に向けて検討委員会を進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

田中議員。

○3番 田中 二三輝君

先ほどの質問議員の答弁にもありましたように、統合ありきの検討委員会ではなくて、今後の在り方、鞍手町における小学校の在り方というものを調査研究するという意味の検討委員会であるというふうな理解をさせていただきたいと思ひますし、それに関しても意見誘導するようなことはないんだというようなことで、自由な意見交換をし、検討をしっかりとやっていく委員会というふうな説明であったというふうに理解をいたします。

今、担当課長の方が、ご答弁いただきましたけども、私が今、申し上げたような理解でよろしいのかどうか、再度教育長にお答えいただきたいと思います。

○議長 星 正彦君

教育長。

○教育長 外園 哲也君

只今課長が申し上げたとおりでございます。

○議長 星 正彦君

ほかに質疑はありませんか。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第4号は、総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第4号は、総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第2 議案第5号 鞍手町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑ありませんか。

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

人事の副町長選任の議案はまだ出ていませんけども、それに関わる部分の議案だろうというふうに思いますが、県の人事にも関わってくるような状況で、でも副町長の任期がどのくらいで、県から派遣していただくというような内容ですけども、例えば県の人事の関係で、副町長が途中で変わるとかということも考えられるのか。町長自身としてですね、ずっと県から派遣してもらおうということではと考えてあるのかについて教えてください。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

副町長の任期につきましてはですね、4年ということになっております。ただ県との関係でですね、大体通常2年でまた復職されるということが通常のようなようです。

その際にですね、私の任期も来ますので、次にどなたかが町長になられたときにはですね、同じ方

向を向いていくというようなことがあれば引き続きということもあるでしょうし、その方がですね、また別の方が変わるということも当然あるでしょうし、その際にはですね、本人からの辞職が出たり、または、町長が解職するというようなこともできるというふう聞いておりますので、一応は2年を目途にということになっているようです。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第5号は、総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第5号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第3 議案第6号 鞍手町特別職職員退職手当支給条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第6号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第6号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第4 議案第7号 鞍手町一般職職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第7号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって議案第7号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第5 議案第8号 鞍手町財政調整基金条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第8号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第8号は総務文教委員会に付託することに決定しました。次に、日程第6 議案第9号 鞍手町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。只今議題となっています議案第9号は民生産業委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第9号は民生産業委員会に付託することに決定しました。次に、日程第7 議案第10号 鞍手町道路構造の基準に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑ありませんか。

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

今回、道路構造についてその基準が改正されたということでしょうけれども、いろいろ歩行者の利便増進道路とか、そういった道路が鞍手町に現在あるのか、今後その工事等やるにあたって、そういった基準にかなった道路を造る予定があるのかどうかを教えてください。

○議長 星 正彦君

建設課長。

○建設課長 松永 憲昌君

お答えします。今現在、今回の条例改正の変更点に関わる道路はございません。

今後でもですね、そういった道路を造ろうとしたときには、やはり公安委員会の指定とかが、色々諸々の事情がありますので、今のところ予定はございません。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

今病院建設が進んでいて、道路を拡張したりとかしていますが、それも基準には適ってないということですね。今町長が小学校の統合も考える時期というふうに先ほど言われましたけれども、そうならば、一挙に集中してくるような、鞍手中学も統合されましたし、あそこに庁舎が建ち、病院が来て、もしかして小学校統合されてあの辺になるとするならばですね、ものすごく町民の方々がそこに集中するというようなことにもなりかねませんけれども、そういった場合に非常に適った道路っていうのも考えていく必要があるんじゃないかというふうに思いますけれども、どうでしょうか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

確かに宇田川議員が言われるようにですね、今あそこは商業施設があり、そしてまた今年にはくらはて病院も開院するようになっていきます。そしてまた庁舎もですね、移転計画が今進んでいるところです。小学校の統合、また小学校についてはですね、今後、先ほどありましたように、在り方検討委員会の中で検討していきますので、どういようになるのか、またどこになるのか、実際に統合も含めてどういようふなことになるのかはまだはっきりしませんが、少なくとも剣南小学校はあそこにあるわけで、通学路についてどのように確保していくかということにもなるかと思ひます。

そういった意味では、今、改修工事をしている道路については、歩道の幅員が2m取るようにしてありますし、県道についてもですね、今後、県のほうに要請をしまして、改修といるか、改良もですね、進めていように要望を今しているところです。そういった意味で現状から言えばですね、この改正にのったよな、例えば自転車の側道を通るとか、いようなことまでは考へてはひません。

以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となつている議案第10号は民生産業委員会に付託したいと思ひます。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よつて議案第10号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第8 議案第11号 鞍手町体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑ありませんか。

宇田川議員。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

私、かねてから総合プールは残すべきだとい話をさせてもらつていりましたがけれども、今コロナ禍で、例えばプールがあつたとしても、なかなか開園するといよな状況にはないと思ひますけれども、いづれやっぱりあそこは文化体育総合施設でもありますし、野球場もなくなり、総合プールもなくなるといよなことになるわけですね、だんだん尻すぼみしていく、いよな状況でもあります。やっぱり、一般の方がですね、利用できるよなプールといよのは必要だろうと私は思ふわけで、いよな意味で今後、ちよつとコロナの関係もありますけれども、今後ぜひ総合プールを建設していただきたいとい思ひもありますけれども、町長の考へを教へてください。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

このプールの件につきましては、宇田川議員より、令和元年の9月議会で、ご質問をいただいております。

その際の答弁といたしましてもですね、これは私もプールについては、必要なものだというふうな考えはありますけども、これは私の将来の目標の一つというようなことで答弁をさせていただいたというふうにも思っております。現状を考えましても、なかなか今すぐにプールを建設するというような状況にはありませんので、繰り返しになりますが私の将来の目標ということにさせていただきたいと思っております。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっております議案第11号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって議案第11号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第9 議案第12号 鞍手町日雇労働被保険者の失業保険金の立替金基金条例を廃止する条例を議題とします。

質疑ありませんか。

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

6つの基金について廃止するということですが、そのうちの1つがこの議案第12号の日雇の関係ですが、これについてだけ後で補正見てみますと積立金がないみたいなんですけれども、その額はどうなっているのか。

そして、なんで設立目的を失っている。どの基金についても設立目的を失っているというふうに書いてあるんですけれども、これは目的を達成したからという意味なのか、それとも全くもう使われていない、使うこともないということなのか、それについてなぜなのかっていうのを教えていただきたい。

○議長 星 正彦君

政策推進課長

○政策推進課長 高橋 奈美江

先ほど、宇田川議員のほうから、基金の目的を失ってこの基金全てを廃止するのかというふうなご質問だったんですけれども、一部の部分につきましては、先ほどの日雇の部分の基金については、もう目的を失っているということで、廃止というふうな形になるんですが、そのほかの基金条例につき

ましては、目的を失っているということではなく、基金の積立金、利息の運用のみという形で、現在積立てを行っていないという状況で、今回廃止をさせていただくというふうな形をとっております。

以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

設立目的を失っているのかと聞いたわけじゃないです。提案説明で設立目的を失ったというふうに書いてあるから、どういう意味で失ったのかというふうに聞いたわけなんです。そして、残りのこの日雇の部分については、積立額は0だと。残りについては、1千万近くあるところもありましたけれども、もう利息が入ってくるだけだということですけども、じゃなぜこの時期にこの基金を廃止しようと、整理しようというふうに考えたのか、なぜこの時期だったのかというのについて教えてください。

○議長 星 正彦君

ちょっと答弁を整理しますので、休憩します。

休憩 13時32分

再開 13時36分

○議長 星 正彦君

会議を再開します。

先程の質問に対する答弁を建設課長。

○建設課長 松永 憲昌

議案第12号の日雇労働被保険者保険の関係を説明いたしますと、本来であれば一般主体事業が廃止になった時、平成18年ですね、この基金を廃止するべきところではありますが、このことにすいません、気がつかずにこの時期まで来てしまっております。誠に申し訳ございません。そのため今回、廃止させていただきたいと思います。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっております議案第12号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって議案第12号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第10 議案第13号 鞍手町九州縦貫自動車道横断構造物内照明の維持管理費引当基金条例を廃止する条例を議題とします。

質疑ありませんか。

有働議員。

○8番 有働 徳仁君

現在照明がついていると思いますが、今後の維持管理に支障はないのでしょうか。

○議長 星 正彦君

建設課長。

○建設課長 松永 憲昌

今回のこの基金は、毎年取り崩すことがなく、金利だけを積立てるような形にしておりました。この基金ができてからも照明の電気代だったり、電球の交換だったりそういったのは一般会計の財源のほうから出しておりますので支障ありません。以上です。

ほかに質疑ありませんか。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

1個1個聞けってということなんで、同じ質問しますけどもなぜ設立目的を失ったのか、なぜこの時期だったのかについて教えてください。

○議長 星 正彦君

建設課長。

○建設課長 松永 憲昌

お答えします。先ほどもお答えしましたが、この基金は設立したときに70何万か、公団のほうからいただいたお金をそのまま基金として積み上げて、毎年取り崩さずに金利だけを積立てておりました。実際この中から取崩して使ったことが、ちょっと今のところ探したんですが見受けられません。もうその当時からそういった形で積立ても金利だけしか積立てないで、町の一般財源からの積立てもなく、段々今110万程度まで、膨れ上がってきてますけど、そういった形でやっておりますので、もう積立ての目的を失っていますということです。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっております議案第13号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって議案第13号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第11 議案第14号 鞍手町ふるさとづくり事業引当基金条例を廃止する条例を議題とします。

質疑ありませんか。

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

補正で一遍出てきますので、補正のときに答えていただきたいと思いますけども、ただですね、当時からもう設立目的をほぼ失っているような状況がどれもあるような状況です。全部について聞くなということでしょうけども、何でこの6つの基金をこの時期に廃止しようと思ったのかっていうのを聞いているんですよ。

じゃ、このふるさとづくり事業の基金については、何で今議会で廃止しようと思ったのかっていうのを教えてください。

○議長 星 正彦君

ちょっと答弁を整理したいということなんでしばらく休憩します。

休憩 13時44分

再開 13時58分

会議を再開します。

先ほどの宇田川議員の質問に対して、政策推進課高橋課長が答弁します。

○政策推進課長 高橋 奈美江

はい。先ほど宇田川議員のほうから質問されました件についてお答えいたします。

今回の基金条例の廃止条例につきましては、全ての基金において、ここ10年近く利息の運用のみというふうな形で、ここ数年内部でも懸案事項としてございました。

今回提案説明の中につきましては、設立目的を失ったというふうな部分を記載させていただいたことにつきましては、ここでちょっと訂正をさせていただければなと思っております。

今回の基金条例につきましては、あくまでも利息のみの運用というふうな形で、基金の積立目的を失ったというふうな形で、今回全ての基金を廃止するというような形で提案をさせていただいております。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第14号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第14号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第12 議案第15号 鞍手町地域福祉基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第15号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第15号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第13 議案第16号 鞍手町土地開発基金条例を廃止する条例を議題とします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第16号は、総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第16号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第14 議案第17号 鞍手町中山間ふるさと・水と土保全基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例を議題とします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第17号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第17号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第15 議案第18号 令和2年度鞍手町一般会計補正予算第9号を議題とします。

まず、歳出より質疑をお受けします。

補正予算に関する説明書の28頁をお開きください。

2款 総務費 及び3款 民生費について、28頁から37頁まで質疑ありませんか。

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

35頁の上段ですけれども、公立保育所の大規模改修事業費古月保育所の工事費が3,800万円の減額というふうになってますけれども、これについて教えてください。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 芝野 英和君

はい。お答えいたします。

公立保育所大規模改修事業費の工事費の3,800万減につきましては、入札及びその後の変更契約による執行残でございます。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑ありませんか。

次に進みます。

4款 衛生費 及び5款 労働費について、36頁から41頁まで質疑ありませんか。

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

41頁の労働費ですけれども、新型コロナウイルス感染症対策緊急雇用対策費として、347万7,000円上がったのが、これはもうそのまま減額ということについて、この理由について教えてください。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

はい、お答えします。

これは新型コロナウイルス感染症対策の緊急雇用対策費ということで、当初3名分を計上させていただいておりましたけれども、結果1名のみとなっておりますので、その不用額を減額するものです。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

次に進みます。

6款 農林水産業費から8款 土木費について、40頁から49頁まで質疑ありませんか。

次に進みます。

9款 消防費から10款 教育費について、48頁から57頁まで質疑ありませんか。

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

51頁の外国青年招致事業費の減について教えてください。

○議長 星 正彦君

教育課長。

○教育課長 古後 憲浩君

はい。これにつきましては、コロナ禍でありましてALTの先生が途中で退職されたということで、その後の補強につきましては、なかなかコロナ禍で後任の先生がイギリスから来られなかったということで、ございます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

今までイギリスのほうから、招致して英語については教えていただいたんですけども、こういったコロナ禍で、なかなか来れないということはお聞きしました。

ただ、鞍手町に住んであったんですよね。アパートなのか、どこに住んであったかちょっとわかりませんが、その家賃とかも、その大家さんの温情というか、一時期免除みたいな形もあったみたいですが、なかなかそこをずっと大家さんとしても確保するわけにはいかないんじゃないでしょうか。町として、そこはある程度の支援というか保障といいますか、いうことをするべきじゃないでしょうかというふうに思うわけですがその点についてはどうですか。

○議長 星 正彦君

答弁整理に時間が必要ですか。暫時休憩します。

休憩 13時44分

再開 13時58分

○議長 星 正彦君

会議を再開します。

宇田川議員の質問に対して、教育課長が答弁をさせていただきますのでよろしくお願いします。

教育課長。

○教育課長 古後 憲浩君

先ほどの宇田川議員の答弁について、ご説明いたします。

A L Tの家賃につきましては、令和3年度の当初予算におきまして、全額を町の支出とし、大家さんには迷惑かからないような形で対応したいと思っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

ほかに質疑ありませんか。

田中議員。

○3番 田中 二三輝君

57頁です。公民館大規模改修事業費が大きく落ちてますが、これ落ちた理由を教えてください。

○議長 星 正彦君

教育課長。

○教育課長 古後 憲浩君

減額の理由についてですが、これは過疎債の減額による工事の内容と、あと入札による減でございます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

田中議員。

○3番 田中 二三輝君

かなり大きな減額になっていますけども、当初予定していた事業というものは、全て網羅したというふうに理解していいんですか、修理等に関して。

○議長 星 正彦君

教育課長。

○教育課長 古後 憲浩君

当初の計画、昨年度の予定では、トイレを含む内部改修という事で計画していたんですが、今回は

トイレと下水道の工事のみとなっております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

田中議員。

○3番 田中 二三輝君

当初の予定から現時点の工事は、トイレと下水道の工事のみになったと。今後どのような形で対応されるおつもりなのか、もし計画があれば。その辺はどのようにお考えなのか。

○議長 星 正彦君

教育課長。

○教育課長 古後 憲浩君

今後の中央公民館の改修工事につきましては、庁舎建設に伴いまして、内部改修を行うという計画が上がっておりますので、その動態を見ながら、内部改修のほうに移っていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

他に質疑ありませんか。

これで歳出を終わります。

次に、歳入に入ります。

12頁をお開きください。

歳入は一括して質疑をお受けします。

12頁から27頁まで、質疑ありませんか。

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

25頁です。先ほどの質問とも関連しますが、過疎対策事業債が1億6,880万の減ということで、これに伴って支出のほうも財源補正というか、町債という形に変わってきてますけれども、今後の見通していいいますか、なかなか厳しいと思いますけども、分かる範囲で過疎債どうなるのか。

それから町債とするなら、もうこのまま町債、ほかの債務を負ってやっていくのか。中央公民館改修もありましたけれども、どういうふうを考えてあるのか、教えてください。

○議長 星 正彦君

町長

○町長 岡崎 邦博君

過疎債についてはですね、この令和2年で一度行っております。現在新たにですね、名称はちょっと今ここで覚えてはないんですけども、今国会の中で、新過疎法について審議をされているところで。今ある情報の中では、過疎地域から漏れるところ、そして新たに加わる場所、いろいろありますが、約全国では880ほどの自治体が新たに過疎地域に指定されるというような情報があります。今、衆議院の総務委員会の中で、全会一致で本会議にかけるというようなことが今日の農業新聞の中で報道としてはありました。

情報を、以前にもありましたが、鞍手町も情報では引き続き、過疎地域に指定されるのではないかと

というような情報が今あっております。従いまして、引き続き過疎地域に指定されるということであれば、過疎対策事業債の起債ができるのではないかというふうに考えております。

しかしながらいずれにしましても、今後の見通しとしては財政上厳しいことには変わりはありません。なるべく、有利な起債なり交付金を充てながら事業をしていきたいというふうに思います。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

なかなか、恐らく再度指定されるだろうというあれはありますけれども、今回の補正で、要望額から大幅に減額されたという状況でもありますから、これについてどうされるのか。有利な過疎債を借りる予定だったのが、1億6,800万、これについてどうするのかっていうのを教えてください。

○議長 星 正彦君

町長

○町長 岡崎 邦博君

今回先ほど言いましたように、最後の年度でもありましたので、全国各地のやはり過疎地域が、かなり申請をしているというような状況がありました。そういったことから、鞍手町としては、くらで病院の建設に関してかなり多額な27億ほどの過疎債申請をしたところもあります。

それ以外の事業につきましても、先ほどありましたような、古月保育所だとか、今ご指摘のありました中央公民館の改修だとか、かなり多額ですね費用を過疎債で充てていたわけです。

そういったことで、全国一律で減額されたところありますが、その分いろいろと工夫をしながら、今回事業を進めているところです。ただ、やはり当初見込みとして事業を考えたところは、ほぼもう目的を達するような形で事業を進めていますけれども、費用面については随分工夫をさせていただいたところです。

○議長 星 正彦君

他に質疑ありませんか。

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

13頁の14款のところで使用料及び手数料というのがありますが、これ軒並み減額になってるんですね。斎場の施設の使用料とか、総合福祉センターの使用とかはコロナの関係で利用が随分減ったからかなと思ったんですが、その1番最初の鞍手駅の駐車場使用料の減額についても同じようなことなんでしょうか。お尋ねしたいと思います。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

はい、お答えいたします。

この鞍手駅駐車場の減額につきましても、コロナウイルスの影響というふうに分析しております。その理由といたしましては、昨年度と比較しまして、年度当初4月、40台だったものがほぼ半額

の20台というふうになっています。ずっとこれで推移するののかというと、例えば緊急事態宣言が解除になったような時期ですと、また台数につきましては、例えば31年度の10月で昨年度は41台だったものが、今年度は32台というふうに、4月よりはかなり、その時期で回復しておりますので、要因としてはコロナの影響によるものではないかというふうに分析しております。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで歳入を終わります。

それでは、歳入歳出全般について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第18号は、総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第18号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第16 議案第19号 令和2年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第3号を議題とします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第19号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第19号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第17 議案第20号 令和2年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第20号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第20号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第18 議案第21号 令和2年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算第3号を議題とします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第21号は、総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって議案第21号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第19 議案第22号 令和2年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計補正予算第1号を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第22号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第22号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第20 議案第23号 令和3年度鞍手町一般会計予算を議題とします。

まず歳出より質疑をお受けします。

予算に関する説明書の64頁をお開きください。

1款 議会費及び2款 総務費について、64頁から121頁まで質疑ありませんか。

次に進みます。

3款 民生費及び4款 衛生費について、120頁から191頁まで質疑ありませんか。

次に進みます。

5款 労働費から7款 商工費について、190頁から213頁まで質疑ありませんか。

次に進みます。

8款 土木費及び9款 消防費について、212頁から237頁まで質疑ありませんか。

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

229頁の住宅再建改修促進事業費というのがあります。

これについては、木造戸建住宅耐震改修促進事業補助金と書いてありますが、90万ですかね予算ついていますが、何か関係してる方が、他の自治体にはあるけど鞍手町にはないものがあって困っているってことをちらっと言われたんですが。これの具体的な内容はどういうことなんでしょうかね。他の自治体にある制度で鞍手町にない制度というのはどういうことなのかちょっとお尋ねしたい。

○議長 星 正彦君

それはわかりづらいですね。

○11番 西藤 典子君

では、内容ですね。90万はどういう補助にされかたをするのでしょうか。

○議長 星 正彦君

建設課長。

○建設課長 松永 憲昌君

お答えします。この木造戸建住宅耐震改修促進事業というのは、耐震の診断をして、その耐震で耐えられないという場合にですね、補助を受けることができるということで上限が30万円になっております。その3戸分で90万円という形で今回上げさせてもらっております。以上です。

○議長 星 正彦君

ほかに質疑ありませんか。

次に進みます。

10款 教育費から14款 予備費について、238頁から297頁まで質疑ありませんか。
これで歳出終わります。

次に歳入に入ります。14頁をお開きください。

歳入は一括して質疑をお受けします。

14頁から63頁まで質疑ありませんか。

これで歳入を終わります。

それでは、歳入歳出全般について質疑ありませんか。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

只今議題となっております議案第23号は、議長を除く議員12名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第23号は、議長を除く議員12名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決定しました。

これより委員長副委員長の互選のため、しばらく休憩します。

休憩 14時12分

再開 14時22分

会議を再開します。

特別委員会正副委員長の互選の結果を局長より報告いたします。

それでは報告いたします。

委員長 許斐英幸議員。

副委員長 篠原哲哉議員。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

以上のように決定しました。

次に進みます。

日程第21 議案第24号 令和3年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算を議題とします。
質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第24号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって議案第24号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第22 議案第25号 令和3年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。
質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第25号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって議案第25号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第23 議案第26号 令和3年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算を議題とします。
質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第26号は、民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって議案第26号は、民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第24 議案第27号 令和3年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算を
議題とします。

質疑はありませんか。

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

歳出のところ10頁ですけど、この前もちょっと関連の記事があり、6頁も出てます。随分こう、

増えているという感じがしますが、何か特別な事情があるのかちょっとお尋ねしたいと思います。

前年度予算から本年度予算が随分増えている事情がありましたらお知らせください。

○議長 星 正彦君

農政環境課長。

○農政環境課長 筒井 英和君

お答えいたします。この予算が、令和3年度主に増額した部分につきましては、修繕料の部分でかなり増額をしております。修繕料につきましては、菰川排水機場及び外川排水機場のポンプ等、モーターのオーバーホール、それから新延上排水機場の空気圧の圧縮機とか、空気槽の取替工事を予定しております。これはもう定期的に行うもの、それから修繕が必要になったものが令和2年度よりもかなり増額した要因となっております。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっております議案第27号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって議案第27号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第25 議案第28号 令和3年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計予算を議題とします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっております議案第28号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第28号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第26 議案第29号 令和3年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計予算を議題とします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっております、議案第29号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって議案第29号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第27 議案第30号 令和3年度鞍手町水道事業会計予算を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第30号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって議案第30号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第28 議案第31号 令和3年度鞍手町下水道事業会計予算を議題とします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第31号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第31号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第29 議案第32号 地方独立行政法人くらて病院第3期中期計画を議題とします。この中期計画の議案につきましては、今日オブザーバーとして、くらて病院の事務局長の出席を求めていますので、しばらく休憩いたします。よろしくお願いします。

休憩 14時24分

再開 14時25分

○議長 星 正彦君

会議を再開いたします。

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

1頁なんですけれども、救急医療体制の充実のところですが、令和元年度の実績で587人ということなんですけれども、令和7年3月31日には、650人っていうのはこれは適正なんですか。その受入れ、病床だとかスタッフだとかっていうのも含めて、もうこれが大体目一杯ぐらいの受入れ人数になるんでしょうか。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

はい、お答えします。この650人と設定いたしましたのは、過去の救急医療の患者数の受入体制の1番多い数字、これを用いたというところがございますので、体制としては、これは受入可能だと考えております。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

ということは、過去の1番多い時の人数って言われましたけれども、これ医師の数というか、その確保がきちとなされてのことでしょうけれども、そういう目標でいっていうんですかね。現在の医師の状況から、目標値までの状況というのがわかれば。医師の数とかが、これ載ってないんで、ちょっとわからない。これが1番、今まで6人辞めてから、いろいろちょっと大変なところなんで今そこをちょっと危惧しているもので、教えていただきたいと思います。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 三戸 公則君

はい。お答えします。この計画内での見通しの数も含めまして、全体的には、医師は23名を予定しております。その中で具体的に申しますと、内科につきましては2名、それから循環器内科については、計画では3名の予定ですけど今現在2名となっております。それから呼吸器内科につきましては、現在3名の医師があります。それから消化器内科で1名、糖尿病内科で1名、神経科で1名、透析で1名、外科で2名、整形外科3名、それから脳神経外科で計画では2名を予定していますが現在は1名。それから皮膚形成で1名、泌尿器科で1名、それから小児科、老健の麻酔のところそれぞれ1名ずつとしておりますが現在はまだ計画段階でございます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

それと、年度ごとにこの計画通りに予算も含めて、どういうふうな推移を辿って、こういう計画にしているのを。年度ごとに組立てているんだろうと思います。

8頁の予算、それから9頁の収支計画については、これは4年分まとめた数字だろうと思うんですけども、それがもし医師の確保も含めてですけど、スタッフの人数だとか、それから予算も含めて、年度ごとにこういう計画で、6年度末にはこうなる計画ですよってというのがわかっただら、ちょっと見やすいし。町民の皆さんもみんな、くらで病院いまだうなっているんだろうというふうに注意されて、心配されてあると思うんですけども、その点について、議長すみませんが、そういう資料があれば、要求していただきたいし、出していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 星 正彦君

今、宇田川議員の要望なんですけど、それは資料として出せますか。

○くらで病院事務局長 柴田裕則君

はい。

○議長 星 正彦君

ということです。いいですか。

他に質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第32号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって議案第32号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

この際、休会についてお諮りします。

明日11日から17日までの7日間は、委員会審査のため休会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって明日11日から17日までの7日間は委員会審査のため休会とします。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会します。

閉会 14時31分

令和3年鞍手町議会第2回定例会会議録（第4号）						
令和3年3月18日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議			議 長		
	令和3年3月18日 午後1時00分			星 正 彦		
	閉 会 開 議			議 長		
	令和2年3月18日 午後2時14分			星 正 彦		
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	添 田 政 勝	出 欠	1 1	西 藤 典 子	出 欠
	2	野 口 美 恵 子	出 欠	1 2	的 野 信 之	出 欠
	3	田 中 二 三 輝	出 欠	1 3	須 山 由 紀 生	出 欠
	4	宇 田 川 亮	出 欠			
	5	新 谷 留 晴	出 欠			
	6	篠 原 哲 哉	出 欠			
	7	星 正 彦	出 欠			
	8	有 働 徳 仁	出 欠			
	9	栗 田 美 和	出 欠			
10	許 斐 英 幸	出 欠				
出席 13人 欠席 0人 欠員 0人						
会議録署名 議員	10	許 斐 英 幸		11	西 藤 典 子	

職 務	議会議務 局長	武 谷 朋 視	出 欠	議会議務 局次長	長 浦 良	出 欠
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名	町 長	岡 崎 邦 博	出 欠	会計課長	櫻 井 順 子	出 欠
	教育長	栗 田 ゆかり	出 欠	建設課長	松 永 憲 昌	出 欠
	総務課長	三 戸 公 則	出 欠	政策推進 課 長	藤 原 光 徳	出 欠
	福祉人権 課 長	石 井 通 稔	出 欠	地域振興 課 長	立 石 一 夫	出 欠
	税務住民 課 長	梶 栗 恭 輔	出 欠	上下水道 課 長	原 敏 勝	出 欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事務局長	筒 井 英 和	出 欠	教育課長	古 後 憲 浩	出 欠
	保険健康 課 長	芝 野 英 和	出 欠			
議 事 日 程	別 紙 の と お り					
付 議 事 件	別 紙 の と お り					
会 議 経 過	別 紙 の と お り					

令和3年第2回鞍手町議会定例会議事日程

3月18日 午後1時開議

第4号

- 日程第1 議案第9号 鞍手町国民健康保険条例の一部を改正する条例
(民生産業委員長報告)
- 日程第2 議案第10号 鞍手町道路構造の基準に関する条例の一部を改正する条例
(民生産業委員長報告)
- 日程第3 議案第12号 鞍手町日雇労働被保険者の失業保険金の立替金基金条例を廃止する条例
(民生産業委員長報告)
- 日程第4 議案第13号 鞍手町九州縦貫自動車道横断構造物内照明の維持管理費引当基金条例を廃止する条例
(民生産業委員長報告)
- 日程第5 議案第15号 鞍手町地域福祉基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例
(民生産業委員長報告)
- 日程第6 議案第17号 鞍手町中山間ふるさと・水と土保全基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例
(民生産業委員長報告)
- 日程第7 議案第19号 令和2年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
(民生産業委員長報告)
- 日程第8 議案第20号 令和2年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
(民生産業委員長報告)
- 日程第9 議案第22号 令和2年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計補正予算(第1号)
(民生産業委員長報告)
- 日程第10 議案第4号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第11 議案第5号 鞍手町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第12 議案第6号 鞍手町特別職職員退職手当支給条例の一部を改正する条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第13 議案第7号 鞍手町一般職職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第14 議案第8号 鞍手町財政調整基金条例の一部を改正する条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第15 議案第11号 鞍手町体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第16 議案第14号 鞍手町ふるさとづくり事業引当基金条例を廃止する条例
(総務文教委員長報告)

- 日程第17 議案第16号 鞍手町土地開発基金条例を廃止する条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第18 議案第18号 令和2年度鞍手町一般会計補正予算(第9号)
(総務文教委員長報告)
- 日程第19 議案第21号 令和2年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
(総務文教委員長報告)
- 日程第20 議案第32号 地方独立行政法人くらて病院 第3期中期計画
(総務文教委員長報告)
- 日程第21 議案第23号 令和3年度鞍手町一般会計予算
(予算特別委員長報告)
- 日程第22 議案第24号 令和3年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算
(民生産業委員長報告)
- 日程第23 議案第25号 令和3年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算
(民生産業委員長報告)
- 日程第24 議案第26号 令和3年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算
(民生産業委員長報告)
- 日程第25 議案第27号 令和3年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算
(民生産業委員長報告)
- 日程第26 議案第28号 令和3年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計予算
(民生産業委員長報告)
- 日程第27 議案第29号 令和3年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計予算
(総務文教委員長報告)
- 日程第28 議案第30号 令和3年度鞍手町水道事業会計予算
(総務文教委員長報告)
- 日程第29 議案第31号 令和3年度鞍手町下水道事業会計予算
(総務文教委員長報告)
- 追加日程第1 議案第33号 副町長の選任
- 追加日程第2 議案第34号 令和2年度鞍手町一般会計補正予算(第10号)
(総務文教委員長報告)
- 日程第30 陳情第1号 「後期高齢者の医療費窓口負担引き上げの見送りを求める意見書」の提出を
求める陳情
(民生産業委員長報告)
- 日程第31 閉会中の継続事件

令和2年3月18日（第4日）

開議 13時00分

○議長 星 正彦君

これから、本日の会議を開きます。

日程はお手元に配付のとおりです。

これより日程に入ります。

日程第1 議案第9号から日程第9 議案第22号までの9件を一括して議題とします。

本案は、民生産業委員会に付託していただきましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。

須山民生産業委員長。

○13番 須山 由紀生君

民生産業委員会の議案審査報告をいたします。

議案第9号 鞍手町国民健康保険条例の一部を改正する条例

議案第10号 鞍手町道路構造の基準に関する条例の一部を改正する条例

議案第12号 鞍手町日雇労働被保険者の失業保険金の立替金基金条例を廃止する条例

議案第13号 鞍手町九州縦貫自動車道横断構造物内照明の維持管理費引当基金条例を廃止する条例

議案第15号 鞍手町地域福祉基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例

議案第17号 鞍手町中山間ふるさと・水と土保全基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例。

議案第19号 令和2年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

議案第20号 令和2年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

議案第22号 令和2年度鞍手町がんがい施設維持管理運営費特別会計補正予算（第1号）

本委員会は、3月10日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告いたします。

○議長 星 正彦君

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第9号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第10号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第12号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第13号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第15号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第17号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第19号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第20号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第22号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第9号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第10号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第12号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案13号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第15号について討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第17号について討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第19号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第20号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第22号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第9号 鞍手町国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第9号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号 鞍手町道路構造の基準に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第10号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号 鞍手町日雇労働被保険者の失業保険金の立替金基金条例を廃止する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第12号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号 鞍手町九州縦貫自動車道横断構造物内照明の維持管理費引当基金条例を廃止する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第13号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号 鞍手町地域福祉基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「举手」多数)

举手多数です。よって議案第15号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号 鞍手町中山間ふるさと・水と土保全基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は举手をお願いします。

(「举手」多数)

举手多数です。よって議案第17号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号 令和2年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は举手をお願いします。

(「举手」多数)

举手多数です。よって議案第19号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号 令和2年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は举手をお願いします。

(「举手」多数)

举手多数です。よって議案第20号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号 令和2年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計補正予算(第1号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は举手をお願いします。

(「举手」多数)

举手多数です。よって議案第22号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第10 議案第4号から日程第20 議案第32号までの11件を一括して議題とします。

本案は、総務文教委員会に付託していただきましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。

篠原総務文教委員長。

○6番 篠原 哲哉君

総務文教委員会の議案審査報告をいたします。

議案第4号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例

議案第5号 鞍手町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第6号 鞍手町特別職職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

議案第7号 鞍手町一般職職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

議案第8号 鞍手町財政調整基金条例の一部を改正する条例

議案第11号 鞍手町体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

議案第14号 鞍手町ふるさとづくり事業引当基金条例を廃止する条例

議案第16号 鞍手町土地開発基金条例を廃止する条例

議案第18号 令和2年度鞍手町一般会計補正予算（第9号）

議案第21号 令和2年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

議案第32号 地方独立行政法人くらて病院第3期中期計画

本委員会は、3月10日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長 星 正彦君

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第4号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第5号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第6号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第7号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第8号について、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第11号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第14号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第16号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第18号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第21号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第32号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

議案第4号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第5号について討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第6号について討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第7号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第8号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第11号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第14号について討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第16号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第18号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第21号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第32号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、採決を行います。

議案第4号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第4号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第5号 鞍手町特別職の職員の給料に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第5号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第6号 鞍手町特別職職員退職手当支給条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第6号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号 鞍手町一般職職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号 鞍手町財政調整基金条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第8号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号 鞍手町体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。

よって議案第11号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号 鞍手町ふるさとづくり事業引当基金条例を廃止する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。

よって、議案第14号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号 鞍手町土地開発基金条例を廃止する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第16号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号 令和2年度鞍手町一般会計補正予算(第9号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。

よって議案第18号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号 令和2年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。

よって議案第21号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第32号 地方独立行政法人くらて病院 第3期中期計画を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第32号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第21 議案第23号を議題とします。

本案は、予算特別委員会に付託していただきましたので、予算特別委員長の審査報告を求めます。

許斐予算特別委員長。

○10番 許斐 英幸君

予算特別委員会の議案審査報告をいたします。

議案第23号 令和3年度鞍手町一般会計予算

本委員会は、3月10日に付託された上記の議案を審査の結果、原案を可決するものと決定しましたので、会議規則第76条の規定により報告をいたします。

○議長 星 正彦君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第23号について、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第23号について討論はありませんか。

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

議案23号 鞍手町一般会計予算に対しまして反対討論を行います。

現政権の発足から半年、コロナ禍の元、国民が不況にあえぐ中、次々と繰り返される政権の有り様が、政治への信頼を失わせています。

最大の課題であるコロナ対策では、安倍のマスクに続くg o t oでの感染拡大など、見当違い、後手後手、戦略がないなどの批判が続き、一向に終息の見通しが立ちません。その上、来年度の年金改定は0.1%のマイナス。国会では、高齢者医療に窓口2割負担が導入されようとしています。鞍手町の新年度予算でも、コロナ禍による税収減を受けての減額が増える中、中学校特別支援学級の支援員の増員やコロナ対策での無料のPCR検査の実施など、先進的な取組もありますが、この検査は定期的に続けてやるのが極めて重要との専門家の提言もあります。さらなる拡充が求められます。また、このコロナ対策につきましては、補正予算でということをございますので、この場では置くとしまして、町民の命と暮らし、そして生業を守り抜く実のある施策をぜひとも行っていただきますことを強く要望いたします。

また、今求められておりますジェンダー平等についてでございますが、予算を見ますと、男女共同参画事業費がわずか54万9,000円。人権推進事業総務費の330万2,000円の6分の1にすぎません。ジェンダーの平等に関する施策、これの強化を強く求めるものであります。

今、最も力を入れるべきは、新型コロナウイルス感染症の感染を封じ込め、それまでの間、町民の命と暮らし、そして生業を守り抜くことだと思います。地区公民館等に人を集め、マイナンバーカードの申請事務を進めるなど、不要不急と考えます。

政府も世論に押され、低所得の子育て世帯への3度目の特別給付金の支給を決定いたしました。人員に余裕があると言うのなら、その人手でアンケートをとるなど、コロナ禍でのお困り事の相談窓口の拡充に充てるなどして、町民の願いを聞き出し、予定される補正予算を真に町民の要求に沿った無駄のないものとして策定いただくよう切望いたしまして、反対討論といたします。

○議長 星 正彦君

ほかに討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

これから、採決を行います。

議案第23号 令和3年度鞍手町一般会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。

よって議案第23号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第22 議案第24号から日程第26 議案第28号までの5件を一括して議題とします。

本案は民生産業委員会に付託していただきましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。

須山民生産業委員長。

○13番 須山 由紀生君

民生産業委員会の議案審査報告をいたします。

議案第24号 令和3年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算

議案第25号 令和3年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算

議案第26号 令和3年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算

議案第27号 令和3年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算

議案第28号 令和3年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計予算

本委員会は、3月10日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告をいたします。

○議長 星 正彦君

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第24号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第25号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第26号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第27号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第28号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第24号について討論はありませんか。

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

議案第24号 令和3年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算に対し、日本共産党を代表して反対討論を行います。

菅自公政権は、自助、共助、公助という言葉を多用し、さらなる社会保障の削減を推し進めています。本来この言葉は、防災活動の現場に使われるものです。そのため、安倍政権から引き継いでいる自治体の法定外繰入れ削減や、保険料収納率、給付の適正化等の努力に応じて交付金を増減する保険者努力支援制度ばかりか、保険料統一を2024年度から施行しようともしています。これに対し、全国市長会と全国町村会は、法制上の議論等は、国保等の保険者の苦境と、被保険者の負担感に配慮したものではなく、地方分権の趣旨に反するとし、国が一方的に議論等を押しつけることは受入れられないと厳しく批判した意見書を提出して、抗議をしています。コロナ禍の下、高過ぎる保険税の引下げこそ求められています。

鞍手町では、高すぎる国保税を引き下げるまでには至りませんが、他の自治体が保険税の引上げに踏み切る中、値上げしなかったことは評価できます。2022年度からは、子育て世帯の経済的負担を軽減するために、子供の均等割の軽減が始まります。生まれたばかりの子供にまで国保税をかけないように、子供の均等割はなくすべきです。そして、国保の構造的問題を解決するために、国に対し、抜本的な追加の公費投入を求めていくことを申し上げまして、反対討論といたします。

○議長 星 正彦君

他に討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

次に、議案第25号について討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第26号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第27号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第28号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第24号 令和3年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第24号は委員長報告のとおり可決されました。
次に、議案第25号 令和3年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。
本案に対する委員長の報告は可決であります。
本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって、議案第25号は委員長報告のとおり可決されました。
次に、議案第26号 令和3年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算を採決します。
本案に対する委員長の報告は可決であります。
本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第26号は委員長報告のとおり可決されました。
次に、議案第27号 令和3年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算を採決します。
本案に対する委員長の報告は可決であります。
本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。
よって議案第27号は委員長報告のとおり可決されました。
次に、議案第28号 令和3年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計予算を採決します。
本案に対する委員長の報告は可決であります。
本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。
よって議案第28号は委員長報告のとおり可決されました。
次に、日程第27 議案第29号から日程第29 議案第31号までの3件を一括して議題とします。
本案は、総務文教委員会に付託していただきましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。
篠原総務文教委員長。

○6番 篠原 哲哉君

総務文教委員会の議案審査報告をいたします。
議案第29号 令和3年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計予算
議案第30号 令和3年度鞍手町水道事業会計予算
議案第31号 令和3年度鞍手町下水道事業会計予算
本委員会は3月10日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告いたします。

○議長 星 正彦君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第29号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第30号について、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第31号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第29号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第30号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第31号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第29号 令和3年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって、議案第29号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第30号 令和3年度鞍手町水道事業会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第30号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第31号 令和3年度鞍手町下水道事業会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第31号は委員長報告のとおり可決されました。

次に進みます。

町長から議案第33号及び議案第34号について、議案2件が追加提出されています。

お諮りします。

これを日程に追加し、追加日程第1及び追加日程第2として議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって議案第33号及び議案第34号を日程に追加し、追加日程第1及び追加日程第2として議題とすることに決定しました。

追加日程第1 議案第33号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 岡崎 邦博君

追加日程第1 議案第33号につきまして、提案説明を申し上げます。

追加日程第1 議案第33号は、副町長の選任であります。不在となっております副町長について、福岡県より派遣していただく浅野彩氏を、令和3年4月1日付で新たに選任いたしたく議会の同意を求めるものであります。

なお、浅野彩氏の略歴につきましては、略歴書を添付しておりますので、ご参照ください。

以上が、追加日程第3 議案第33号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほどよろしくお願いいたします。

○議長 星 正彦君

これから質疑を行います。

議案第33号について質疑はありますか。

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

この方、副町長の選任にあたっては、町長のほうからできるなら女性をとというふうな要望を出されたのでしょうか。お尋ねいたします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

私のほうから、女性をとというような要望はしておりません。お尋ねがりましたが、男女を問わずどなたでも、よろしく願いますということで、特段、女性をとということではありませんでした。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第33号は、会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。
これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって議案第33号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

議案第33号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第33号 副町長の選任を採決します。

本案について、これに同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。

よって議案第33号は同意することに決定しました。

ここでしばらく休憩します。

休憩 13時42分

再開 13時46分

○議長 星 正彦君

会議を再開します。

追加日程第2 議案第34号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 岡崎 邦博君

追加日程第2 議案第34号につきまして、提案説明を申し上げます。

追加日程第2 議案第34号は、令和2年度鞍手町一般会計補正予算(第10号)であります。

本補正予算は、4月11日施行の福岡県知事選挙に係る必要な経費を計上するものであります。

補正の主なものを申し上げますと、歳出では、2款 総務費 県知事選挙費の関連予算として700万円1千円を計上しております。歳入では、県委託金700万1千円を計上し、歳入歳出予算を調整しております。その結果、歳入歳出それぞれ700万1千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ101億9,558万5,000円としております。

以上が、追加日程第2 議案第34号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほどよろしく願いいたします。

○議長 星 正彦君

これから、質疑を行います。

まず歳出より質疑をお受けします。

補正予算に関する説明書の10頁をお開きください。

2款 総務費について、10頁から13頁まで質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで歳出を終わります。

次に歳入であります。

8頁をお開きください。

16款 県支出金について、8頁から9頁まで質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで歳入を終わります。

それでは、歳入歳出全般について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今、議題となっています議案第34号は、総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって議案第34号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

これより委員会審査のため、しばらく休憩します。

休憩 13時49分

再開 14時09分

○議長 星 正彦君

会議を再開します。

追加日程第2 議案第34号を議題とします。

本案は、総務文教委員会に付託していただきましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。

篠原総務文教委員長。

○6番 篠原 哲哉君

総務文教委員会の議案審査報告をいたします。

議案第34号 令和2年度鞍手町一般会計補正予算(第10号)

本委員会は、本日付託された上記の議案を審査の結果、原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長 星 正彦君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第34号について、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第34号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第34号 令和2年度鞍手町一般会計補正予算(第10号)を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。

よって議案第34号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第30 陳情第1号を議題とします。

本案は民生産業委員会に付託していただきましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。

須山民生産業委員長。

○13番 須山 由紀生君

民生産業委員会の陳情審査報告をいたします。

陳情第1号 後期高齢者の医療費窓口負担引上げの見送りを求める意見書の提出を求める陳情。

本委員会は、3月3日に付託された上記の陳情を審査の結果、採択とし別紙意見書(案)を関係機関に送付すべきものと決定したので、会議規則第94条の規定により報告します。

○議長 星 正彦君

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

陳情第1号について、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

陳情第1号について討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

陳情第1号 後期高齢者の医療費窓口負担引上げの見送りを求める意見書の提出を求める陳情を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択であります。

本陳情は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。

よって陳情第1号は採択されました。

次に、日程第31 閉会中の継続事件を議題とします。

各委員長から目下審査する事件について、会議規則第74条の規定に基づき、お手元に配付したとおり、閉会中の継続審査の申出がっております。

お諮りします。

各委員長の申出のとおり、継続審査することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、委員長から申出のとおり、継続審査することに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

これをもって令和3年第2回定例会を閉会します。

閉会 14時14分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議長 星 正 彦

議員 許 斐 英 幸

議員 西 藤 典 子

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第15号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第17号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第19号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第20号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第22号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第9号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第10号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第12号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案13号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第15号について討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第17号について討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第19号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第20号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第22号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第9号 鞍手町国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第9号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号 鞍手町道路構造の基準に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第10号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号 鞍手町日雇労働被保険者の失業保険金の立替金基金条例を廃止する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第12号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号 鞍手町九州縦貫自動車道横断構造物内照明の維持管理費引当基金条例を廃止する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第13号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号 鞍手町地域福祉基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第15号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号 鞍手町中山間ふるさと・水と土保全基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第17号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号 令和2年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第19号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号 令和2年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第20号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号 令和2年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計補正予算(第1号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第22号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第10 議案第4号から日程第20 議案第32号までの11件を一括して議題とします。

本案は、総務文教委員会に付託していただきましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。

篠原総務文教委員長。

○6番 篠原 哲哉君

総務文教委員会の議案審査報告をいたします。

議案第4号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例

議案第5号 鞍手町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第6号 鞍手町特別職職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

議案第7号 鞍手町一般職職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

議案第8号 鞍手町財政調整基金条例の一部を改正する条例

議案第11号 鞍手町体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

議案第14号 鞍手町ふるさとづくり事業引当基金条例を廃止する条例

議案第16号 鞍手町土地開発基金条例を廃止する条例

議案第18号 令和2年度鞍手町一般会計補正予算（第9号）

議案第21号 令和2年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

議案第32号 地方独立行政法人くらて病院第3期中期計画

本委員会は、3月10日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長 星 正彦君

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第4号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第5号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第6号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第7号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第8号について、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第11号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第14号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第16号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第18号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第21号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第32号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

議案第4号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第5号について討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第6号について討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第7号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第8号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第11号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第14号について討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第16号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第18号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第21号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第32号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、採決を行います。

議案第4号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第4号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第5号 鞍手町特別職の職員の給料に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第5号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第6号 鞍手町特別職職員退職手当支給条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第6号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号 鞍手町一般職職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号 鞍手町財政調整基金条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第8号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号 鞍手町体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。

よって議案第11号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号 鞍手町ふるさとづくり事業引当基金条例を廃止する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。

よって、議案第14号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号 鞍手町土地開発基金条例を廃止する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第16号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号 令和2年度鞍手町一般会計補正予算(第9号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。

よって議案第18号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号 令和2年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。

よって議案第21号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第32号 地方独立行政法人くらて病院 第3期中期計画を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第32号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第21 議案第23号を議題とします。

本案は、予算特別委員会に付託していただきましたので、予算特別委員長の審査報告を求めます。

許斐予算特別委員長。

○10番 許斐 英幸君

予算特別委員会の議案審査報告をいたします。

議案第23号 令和3年度鞍手町一般会計予算

本委員会は、3月10日に付託された上記の議案を審査の結果、原案を可決するものと決定しましたので、会議規則第76条の規定により報告をいたします。

○議長 星 正彦君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第23号について、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第23号について討論はありませんか。

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

議案23号 鞍手町一般会計予算に対しまして反対討論を行います。

現政権の発足から半年、コロナ禍の元、国民が不況にあえぐ中、次々と繰り返される政権の有り様が、政治への信頼を失わせています。

最大の課題であるコロナ対策では、安倍のマスクに続くg o t oでの感染拡大など、見当違い、後手後手、戦略がないなどの批判が続き、一向に終息の見通しが立ちません。その上、来年度の年金改定は0.1%のマイナス。国会では、高齢者医療に窓口2割負担が導入されようとしています。鞍手町の新年度予算でも、コロナ禍による税収減を受けての減額が増える中、中学校特別支援学級の支援員の増員やコロナ対策での無料のPCR検査の実施など、先進的な取組もありますが、この検査は定期的に続けてやるのが極めて重要との専門家の提言もあります。さらなる拡充が求められます。また、このコロナ対策につきましては、補正予算でということをございますので、この場では置くとしまして、町民の命と暮らし、そして生業を守り抜く実のある施策をぜひとも行っていただきますことを強く要望いたします。

また、今求められておりますジェンダー平等についてでございますが、予算を見ますと、男女共同参画事業費がわずか54万9,000円。人権推進事業総務費の330万2,000円の6分の1にすぎません。ジェンダーの平等に関する施策、これの強化を強く求めるものであります。

今、最も力を入れるべきは、新型コロナウイルス感染症の感染を封じ込め、それまでの間、町民の命と暮らし、そして生業を守り抜くことだと思います。地区公民館等に人を集め、マイナンバーカードの申請事務を進めるなど、不要不急と考えます。

政府も世論に押され、低所得の子育て世帯への3度目の特別給付金の支給を決定いたしました。人員に余裕があると言うのなら、その人手でアンケートをとるなど、コロナ禍でのお困り事の相談窓口の拡充に充てるなどして、町民の願いを聞き出し、予定される補正予算を真に町民の要求に沿った無駄のないものとして策定いただくよう切望いたしまして、反対討論といたします。

○議長 星 正彦君

ほかに討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

これから、採決を行います。

議案第23号 令和3年度鞍手町一般会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。

よって議案第23号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第22 議案第24号から日程第26 議案第28号までの5件を一括して議題とします。

本案は民生産業委員会に付託していただきましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。

須山民生産業委員長。

○13番 須山 由紀生君

民生産業委員会の議案審査報告をいたします。

議案第24号 令和3年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算

議案第25号 令和3年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算

議案第26号 令和3年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算

議案第27号 令和3年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算

議案第28号 令和3年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計予算

本委員会は、3月10日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告をいたします。

○議長 星 正彦君

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第24号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第25号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第26号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第27号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第28号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第24号について討論はありませんか。

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

議案第24号 令和3年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算に対し、日本共産党を代表して反対討論を行います。

菅自公政権は、自助、共助、公助という言葉を多用し、さらなる社会保障の削減を推し進めています。本来この言葉は、防災活動の現場に使われるものです。そのため、安倍政権から引き継いでいる自治体の法定外繰入れ削減や、保険料収納率、給付の適正化等の努力に応じて交付金を増減する保険者努力支援制度ばかりか、保険料統一を2024年度から施行しようともしています。これに対し、全国市長会と全国町村会は、法制上の議論等は、国保等の保険者の苦境と、被保険者の負担感に配慮したものではなく、地方分権の趣旨に反するとし、国が一方的に議論等を押しつけることは受入れられないと厳しく批判した意見書を提出して、抗議をしています。コロナ禍の下、高過ぎる保険税の引下げこそ求められています。

鞍手町では、高すぎる国保税を引き下げるまでには至りませんが、他の自治体が保険税の引上げに踏み切る中、値上げしなかったことは評価できます。2022年度からは、子育て世帯の経済的負担を軽減するために、子供の均等割の軽減が始まります。生まれたばかりの子供にまで国保税をかけないように、子供の均等割はなくすべきです。そして、国保の構造的問題を解決するために、国に対し、抜本的な追加の公費投入を求めていくことを申し上げまして、反対討論といたします。

○議長 星 正彦君

他に討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

次に、議案第25号について討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第26号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第27号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第28号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第24号 令和3年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第24号は委員長報告のとおり可決されました。
次に、議案第25号 令和3年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。
本案に対する委員長の報告は可決であります。
本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって、議案第25号は委員長報告のとおり可決されました。
次に、議案第26号 令和3年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算を採決します。
本案に対する委員長の報告は可決であります。
本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第26号は委員長報告のとおり可決されました。
次に、議案第27号 令和3年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算を採決します。
本案に対する委員長の報告は可決であります。
本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。
よって議案第27号は委員長報告のとおり可決されました。
次に、議案第28号 令和3年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計予算を採決します。
本案に対する委員長の報告は可決であります。
本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。
よって議案第28号は委員長報告のとおり可決されました。
次に、日程第27 議案第29号から日程第29 議案第31号までの3件を一括して議題とします。
本案は、総務文教委員会に付託していただきましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。
篠原総務文教委員長。

○6番 篠原 哲哉君

総務文教委員会の議案審査報告をいたします。
議案第29号 令和3年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計予算
議案第30号 令和3年度鞍手町水道事業会計予算
議案第31号 令和3年度鞍手町下水道事業会計予算
本委員会は3月10日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告いたします。

○議長 星 正彦君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第29号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第30号について、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第31号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第29号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第30号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第31号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第29号 令和3年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって、議案第29号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第30号 令和3年度鞍手町水道事業会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第30号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第31号 令和3年度鞍手町下水道事業会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第31号は委員長報告のとおり可決されました。

次に進みます。

町長から議案第33号及び議案第34号について、議案2件が追加提出されています。

お諮りします。

これを日程に追加し、追加日程第1及び追加日程第2として議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって議案第33号及び議案第34号を日程に追加し、追加日程第1及び追加日程第2として議題とすることに決定しました。

追加日程第1 議案第33号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 岡崎 邦博君

追加日程第1 議案第33号につきまして、提案説明を申し上げます。

追加日程第1 議案第33号は、副町長の選任であります。不在となっております副町長について、福岡県より派遣していただく浅野彩氏を、令和3年4月1日付で新たに選任いたしたく議会の同意を求めるものであります。

なお、浅野彩氏の略歴につきましては、略歴書を添付しておりますので、ご参照ください。

以上が、追加日程第3 議案第33号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほどよろしくお願いいたします。

○議長 星 正彦君

これから質疑を行います。

議案第33号について質疑はありますか。

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

この方、副町長の選任にあたっては、町長のほうからできるなら女性をとというふうな要望を出されたのでしょうか。お尋ねいたします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 岡崎 邦博君

私のほうから、女性をとというような要望はしておりません。お尋ねがりましたが、男女を問わずどなたでも、よろしく願いますということで、特段、女性をとということではありませんでした。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第33号は、会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。
これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって議案第33号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

議案第33号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第33号 副町長の選任を採決します。

本案について、これに同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。

よって議案第33号は同意することに決定しました。

ここでしばらく休憩します。

休憩 13時42分

再開 13時46分

○議長 星 正彦君

会議を再開します。

追加日程第2 議案第34号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 岡崎 邦博君

追加日程第2 議案第34号につきまして、提案説明を申し上げます。

追加日程第2 議案第34号は、令和2年度鞍手町一般会計補正予算(第10号)であります。

本補正予算は、4月11日施行の福岡県知事選挙に係る必要な経費を計上するものであります。

補正の主なものを申し上げますと、歳出では、2款 総務費 県知事選挙費の関連予算として700万円1千円を計上しております。歳入では、県委託金700万1千円を計上し、歳入歳出予算を調整しております。その結果、歳入歳出それぞれ700万1千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ101億9,558万5,000円としております。

以上が、追加日程第2 議案第34号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほどよろしくお願いいたします。

○議長 星 正彦君

これから、質疑を行います。

まず歳出より質疑をお受けします。

補正予算に関する説明書の10頁をお開きください。

2款 総務費について、10頁から13頁まで質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで歳出を終わります。

次に歳入であります。

8頁をお開きください。

16款 県支出金について、8頁から9頁まで質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで歳入を終わります。

それでは、歳入歳出全般について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今、議題となっています議案第34号は、総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって議案第34号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

これより委員会審査のため、しばらく休憩します。

休憩 13時49分

再開 14時09分

○議長 星 正彦君

会議を再開します。

追加日程第2 議案第34号を議題とします。

本案は、総務文教委員会に付託していただきましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。

篠原総務文教委員長。

○6番 篠原 哲哉君

総務文教委員会の議案審査報告をいたします。

議案第34号 令和2年度鞍手町一般会計補正予算(第10号)

本委員会は、本日付託された上記の議案を審査の結果、原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長 星 正彦君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第34号について、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第34号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第34号 令和2年度鞍手町一般会計補正予算(第10号)を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。

よって議案第34号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第30 陳情第1号を議題とします。

本案は民生産業委員会に付託していただきましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。

須山民生産業委員長。

○13番 須山 由紀生君

民生産業委員会の陳情審査報告をいたします。

陳情第1号 後期高齢者の医療費窓口負担引上げの見送りを求める意見書の提出を求める陳情。

本委員会は、3月3日に付託された上記の陳情を審査の結果、採択とし別紙意見書(案)を関係機関に送付すべきものと決定したので、会議規則第94条の規定により報告します。

○議長 星 正彦君

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

陳情第1号について、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

陳情第1号について討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

陳情第1号 後期高齢者の医療費窓口負担引上げの見送りを求める意見書の提出を求める陳情を採決します。

この陳情に対する委員長報告は採択であります。

本陳情は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。

よって陳情第1号は採択されました。

次に、日程第31 閉会中の継続事件を議題とします。

各委員長から目下審査する事件について、会議規則第74条の規定に基づき、お手元に配付したとおり、閉会中の継続審査の申出がっております。

お諮りします。

各委員長の申出のとおり、継続審査することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、委員長から申出のとおり、継続審査することに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

これをもって令和3年第2回定例会を閉会します。

閉会 14時14分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議長 星 正 彦

議員 許 斐 英 幸

議員 西 藤 典 子

令和3年3月18日

鞍手町議会

議長 星 正彦

閉会中の継続事件について

下記事件について、各委員長から鞍手町議会会議規則第74条の規定に基づき、閉会中の継続審査及び調査の申し出があったので、これを閉会中の継続事件とすることにつき議会の議決を求める。

委員会名	調査事項
総務文教委員会	財政、人事、給与、消防、都市計画、教育、上下水道及び民生産業委員会に属さない事項の所管事務調査
民生産業委員会	厚生、福祉、保健衛生、国民健康保険、産業、労働、土木、建設、地方独立行政法人に関する事項の所管事務調査
議会運営委員会	本会議の会期日程等議会運営に関する事項、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項、全員協議会の開催に関する事項及び議長の諮問に関する事項
新庁舎建設特別委員会	新庁舎の建設等に関する審査
議会広報編集調査特別委員会	議会広報編集及び調査